

平成24年第1回潟上市議会定例会会議録（3日目）

○開 議 平成24年3月6日 午前10:00

○散 会 午後 3:21

○出席議員（20名）

1 番 中 川 光 博	2 番 大 谷 貞 廣	3 番 児 玉 春 雄
4 番 藤 原 幸 作	5 番 菅 原 理 恵 子	6 番 澤 井 昭 二 郎
7 番 菅 原 久 和	8 番 伊 藤 栄 悦	9 番 戸 田 俊 樹
10 番 佐 藤 義 久	11 番 小 林 悟	12 番 岡 田 曙
13 番 佐 藤 昇	14 番 藤 原 典 男	15 番 西 村 武
16 番 鈴 木 斌 次 郎	17 番 堀 井 克 見	18 番 藤 原 幸 雄
19 番 佐々木 嘉 一	20 番 千 田 正 英	

○欠席議員（0名）

○説明のための出席者

市 長 石 川 光 男	副 市 長 鑑 利 行
教 育 長 肥 田 野 耕 二	総 務 部 長 山 口 義 光
市民生活部長 根 一	福祉保健部長 鈴 木 司
産業建設部長 児 玉 俊 幸	水道局長 菅 原 龍 太 郎
教 育 部 長 鎌 田 雅 樹	会 計 管 理 者 川 上 護
企画政策課長 (部長待遇) 幸 村 公 明	総 務 課 長 藤 原 貞 雄
財 政 課 長 鈴 木 利 美	税 務 課 長 鈴 木 整
市 民 課 長 小 玉 優 子	生活環境課長 関 谷 良 広
追分出張所長 三 浦 喜 博	社会福祉課長 大 木 充
高齢福祉課長 小 玉 隆	健康推進課長 遠 藤 睦 子
産 業 課 長 伊 藤 清 孝	都市建設課長 渡 部 智
総務学事課長 館 岡 和 人	幼児教育課長 門 間 善 一 郎
生涯学習課長 菅 原 一	スポーツ振興課長 菅 原 正 光

選挙管理委員会事務局長・
監査委員事務局長

三 浦 永 寿

農業委員会事務局長 永 井 甚 誠

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 伊 藤 正

議会事務局次長 畠 山 靖 男

平成24年第1回潟上市議会定例会日程表（第3号）

平成24年3月6日（3日目）午前10時開議

会議並びに議事日程

日程第 1 一般質問

午前10時00分 開議

○議長（千田正英） おはようございます。

ただいまの出席議員は20名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成24年第1回潟上市議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

【日程第1、議員の一般質問】

○議長（千田正英） 日程第1、一般質問を行います。

本日の発言の順序は、16番鈴木斌次郎議員、13番佐藤 昇議員、15番西村 武議員、8番伊藤栄悦議員、14番藤原典男議員の順に行います。

16番鈴木斌次郎議員の発言を許します。16番鈴木斌次郎議員。

○16番（鈴木斌次郎） 皆さんおはようございます。

3月定例会において質問の機会をいただいたことに感謝を申し上げます。また、お忙しい中、傍聴に来ていただいた市民の皆様、御苦勞さまです。

それでは、早速ですが通告に従いまして三つの項目に分けて質問させていただきます。はじめに、e-Tax（国税電子申告）と市民税・県民税についてであります。

平成23年度分の所得税の確定申告は、平成24年2月15日から3月15日までを申告期間として、潟上市においても2月7日より、市内各会場において事前の申告相談が始まっております。

長引く景気の低迷、不安定な雇用状況などにより、いまだ先行きの不透明な社会経済情勢にあつて、我が潟上市においても大変厳しい状況であります。住民への十分な行政サービスを提供していただくためには、これまで以上に積極的な取り組みが必要です。

そのための財源を確保していくことは重要なことであり、市民が納める税金というものも、必要な財源の確保という意味からも非常に大きなウエイトを占めていると考えております。そのため、申告相談や申告期間の際には、公平・公正・平等という立場での説明や判断等が非常に重要になってくると思います。

国では、平成19年度より納税申告システムをIT化し、自宅のパソコンから申告手続きを行うことができるようになり、パソコンからの申告手続きを行った市民に対しては、

その恩典として所得税額から最高4,000円（ただし、19年度分から23年度分の申告で1回のみで、24年度分については最高3,000円）の控除を受けることができます。また、添付書類の提出省略のほか、還付金が生じた場合にはスピーディーに受け取ることができることなどのメリットもあり、その効果として、本市もe-Taxの利用・普及が非常に進んでいる状況にあると伺っております。私も納税義務者の一人としてみましても、自主申告・自主納税を促していくためには大変よいシステムであると思っております。

そこで質問に入らせていただきますが、昨年のお話になりますが、e-Taxを利用して申告された方が、市民税・県民税の課税計算明細書に誤りがあるのではないかと市に対して異議を申し立て、市では誤りを認め、その後、修正した市民税・県民税納税通知書が送付されたということでした。加えて、その方が言うには、自分の場合は誤りに気づき修正していただいたが、e-Taxを利用して申告した方の中には、間違いに気づかず誤った金額のまま納税している市民がいるのではないかと、e-Taxで申告した後のチェック体制などに非常に不信感を抱いているとのことでした。

潟上市では、所得税の申告によって所得が確定し、納税額を計算した申告資料（所得税）を、市民税・県民税あるいは国民健康保険税の所得割後の算定に用いると思いますが、市税の徴収事務に関して市民から伺った疑問点についてお尋ねします。

まず、潟上市においてe-Tax申告を開始してからこれまでに、毎年何人の市民がe-Tax申告を利用し、その都度、誤賦課等はどれくらい生じているのでしょうか。さらに、先ほどの利用者からのお話のように誤賦課や計算ミスなどが発生する背景としてどのような理由が考えられ、本人から申し立てなどがなければ市では誤賦課に気づかないチェック体制にあったのでしょうか。また、市では、そのような事例を把握し、再発防止のためのマニュアルなどによる対策を講じてきたのでしょうか。

次に、地元での若者の雇用創出などについてお伺いします。

リーマンショックに端を発した世界同時不況から持ち直しつつあった景気状況も、昨年の東日本大震災や欧州諸国の財政不安などによる歴史的な円高の影響などにより、今なお大変厳しい状況にあります。

高校卒業者の県内就職は昨年若干改善されたものの、昨年12月発表の有効求人倍率は、全国平均0.71倍、秋田県0.62倍、3月2日発表では0.66倍となっております。いまだ大幅に改善される気配が見えてきておりません。

このような状況の中、県内の高卒・大卒者などが県外に就職先を求めてしまえば、後

にUターンする機会も乏しく、県外の大学へ進学した学生は地元で就職先を見つけることも大変難しく、帰りたくとも帰ってこれないとのことであり、このことは人口減少や少子高齢化社会に拍車をかけ、将来の地域社会のあり方などについて様々な影響を及ぼすものではないかと思われまます。

また、失業者の増加は生活保護家庭の増加につながることもあることから、市では緊急雇用創出臨時対策基金事業を活用し、23年度は9事業、延べ56名を市の職員として雇用したそうですが、少なくとも市内において雇用が図れたことは大変よかったと思っております。

しかし、その効果を期待した緊急雇用創出臨時対策基金事業も23年度をもって終了するため、24年度予算では継続の必要性の高い事業についても予算を半減して実施することとなり、それ以降については全く見通しがつかない状況であると伺っております。

私は、市の企業誘致対策だけで地元での雇用の場を確保していくことは現下の社会経済情勢の中では困難であり、若者の雇用創出などについては、市長のトップセールスのほか、行政側からの支援が必要であり、そのことが地元での雇用創出につながるのではないかと考えます。このことについて、市では新年度に向けて地元での若者の雇用創出などについてどのような考えのもとに対策を講じていくのでしょうか、市長のお考えをお伺いします。

次に、退職者の再就職問題についてお伺いします。

市では、行政改革の一環として行政コストの縮減のため指定管理者制度の導入を進めるとともに、人事管理では市職員の早期退職の勧奨制度などを運用し、職員の定員定数の適正化を図りながら、市の行政改革を進めております。こうした行政改革の取り組みは、基礎自治体の体力に見合った適切な住民サービスを行っていく上でも大変重要なことであると感じております。

しかしながら、市職員が退職後に市の補助金及び出資金拠出団体などへ再就職することについて、日頃の政務活動において市民から若干不信な点などがあるとの声が多く聞こえてきますので、是非、市側から市民に対して納得のできる情報開示が必要なのではないかと思います。次の点についてお伺いします。

まず、市が補助金を拠出している団体などへの再就職者は現時点でこういった団体に再就職し、何人くらいいるのかを把握しているのでしょうか。

次に、市では職員の再就職に関する斡旋禁止などの制度のほか、場合によっては再就

職先から市への要請などがあるのでしょうか。また、退職した市の職員が補助金及び出資金拠出団体などへ再就職する際に、その職員の選任は誰が行っているのでしょうか。

さらに、早期退職者と定年条例によって年度ごとの退職者の調整を行っていますか。

最後になりますが、補助金及び出資金拠出団体などにおいて雇用の枠があるのであれば、若者の雇用の場として広く人材を公募していただくことを私は望みますが、市長のお考えをお伺いします。

以上です。明快な答弁をお願いしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（千田正英） 当局より答弁を求めます。山口総務部長。

○総務部長（山口義光） それでは、16番鈴木斌次郎議員の一般質問の一つ目「e-Tax（国税電子申告）と市民税・県民税について」お答え申し上げます。

e-Taxでの申告につきましては平成19年分から開始されております。今年で5年目を迎えております。

利用者の数につきましては、21年分以前については税務署の方から一般の住民税申告書と一緒に送られてきた関係がありまして把握できませんでした。そのため北税務署の方に確認したところ、国税庁としては県及び税務署単位までしか公表していないとのごとでございました。22年分については、国税連携が開始されたことによりまして1,148件と確認がされております。このような推移の中で、22年度以前につきましては賦課誤りは発生しておりませんでした。23年度賦課事務において、国税連携が初年度ということもありましてデータの一部に取り込み錯誤が生じ、課税額の修正が必要となつてございます。

23年の賦課事務について、この経緯につきましては、昨年5月13日、特別徴収の納税通知書を送付、それから6月10日に普通徴収の納税通知書を発送、13日には市民からの問い合わせで取り込み錯誤が判明し、税額の再計算をして、14日には納税通知書を再発送してございます。件数につきましては149件でございました。

なお、課税額の検証に当たりましては、所得の内容ごと、つまりは給与所得者あるいは農業所得者、あるいは不動産所得者等、約100件について抽出し、再計算を行いチェックを致しております。

このたびの課税額の修正、あるいは更正はデータファイルの取り込み錯誤によりまして発生したものでございます。今後、チェック体制をさらに強化し、細心の注意を払い賦課事務に取り組んでまいりたいと考えておりますので、宜しくお伺いしたいと思います。

す。

○議長（千田正英） 児玉産業建設部長。

○産業建設部長（児玉俊幸） 16番鈴木斌次郎議員の一般質問の二つ目の「地元での若者の雇用創出等について」お答えを致します。

雇用の創出は、本市のみならず秋田県全体の課題でもあり、地域経済や社会の発展のために大きな影響を与えることから、これまで各種施策を講じてきているところでございます。

市では、平成20年度から緊急雇用創出臨時対策基金事業で195名の雇用を創出しております。平成24年度も5事業で24名の雇用を計画しております。また、企業誘致による雇用の確保を図るべく、平成18年6月には工場等の固定資産の課税免除や地元住民の雇用促進を目的とした雇用奨励金の交付を定めた、「潟上市工場等設置奨励条例」の一部を改正しております。これにより、2企業で、これまで29名の正職員の雇用が創出され、680万円の雇用奨励金が交付されております。また、対象企業も、製造業から情報サービス業や運送業・倉庫業及び電気機械器具修理業など、多岐にわたる業種を追加しております。さらに、本市の企業振興支援策として「潟上市中小企業融資あっせんに関する条例」があります。これまでの融資枠が3億円から、平成20年度には6億4,000万円に拡大をしております。

市職員につきましては、平成19年4月1日から1年間、秋田県庁、平成20年4月から2年間、秋田県東京事務所へ派遣をしております。平成24年度は、また職員1名を1年間、県産業労働部産業集積課へ、その後2年間は東京の秋田県企業立地事務所に再度派遣する予定としております。

一方、潟上市商工会では平成21年度から求人コーディネーターを配置し、男鹿・潟上・南秋田郡内の企業訪問を行うなど求人の掘り起こしに努め、これまで1,238社を訪問し、203名の若者の雇用につなげております。

今後もこれらの取り組みを続けながら雇用の創出・企業誘致の推進を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力を宜しくお願い致します。

○議長（千田正英） 鑑副市長。

○副市長（鑑 利行） 3点目の「市職員退職者の再就職について」、16番の鈴木斌次郎議員の質問にお答え申し上げます。

ご質問の1点目でございますけれども、補助金を拠出している団体などへの再就職については、市は直接関与しておりません。

2点目の、市では職員の再就職に関する斡旋禁止などの制度のほか、再就職先から市への要請があるか、についてのご質問ですが、これはどちらもございません。

3点目の、退職した市の職員が補助金及び出資金拠出団体等へ再就職する際に、その職員の選任は誰が行っているかのご質問ですが、これは団体の範疇にあることから、市当局では把握しておりません。

4点目の、早期退職者と職員の定年等に関する条例によって年度ごとの退職者の調整を行っているかのご質問でございますが、これは行っておりません。

最後のご要望につきましては、それぞれ団体等の定めによって執行されることであります。

以上で答弁とします。

○議長（千田正英） 16番、再質問ありますか。はい、16番。

○16番（鈴木斌次郎） まず初めの質問でございますが、149件の誤りがあったということに驚いております。

それで、この後の対応についてでございますが、この誤って納税通知書が送付された方に対して当局ではどのような対応を、陳謝などをしたのですか。この辺について伺いたいと思います。私の聞いたところによりますと、後日、訂正した市民税・県民税・納税通知書が送付されてきたそうですが、同封されていた謝罪文には、公印もなく用紙一枚だけであったと聞いております。納税通知書を市長名で送付しているのであれば、謝罪文についても市長名で公印を押印して発送するという対応をするべきではなかったでしょうか。このほかに国民健康保険税や上下水道などの公共料金徴収の際に誤りはなかったのか。誤りがある場合には、これについても再発防止マニュアルが必要なのではないですか。

二つ目でございますが、通告ではなかったんですが、質問書を提出した後に市長の市政方針を見ましたらこのようなことが書いてありました。今、児玉産業建設部長も答弁の中にお話しましたが、「本市の喫緊の課題である企業誘致について対応するべく、本市職員1人を秋田県へ派遣することに致しました。派遣期間は3年間の計画であり、24年度については県産業労働部産業集積課へ、その後2年間にわたり東京の秋田県企業立地事務所に派遣する予定であります。」と述べておりますが、前にも職員を派遣しておりますが、3年くらいと聞いておりますが、その効果はどのようであったのでしょうか。今回も5年間の派遣を予定しておりますが、その費用対効果はどのように考えておりま

すか。また、年齢は何歳くらいの職員を派遣する予定ですか。この件につきましては、わかる範囲内で答弁をもらえれば大変ありがたいと思います。

また、市長は市商工会、それから市内の企業などに雇用のお願いに伺ったことがありますか。伺ったとすれば、その結果はどうでしたか。それから、今年度の高校卒業生は何人、市内に雇用されましたか。そして、私はこの企業誘致は市長のトップセールスが一番大事であると思いますが、いかがですか。

そして、三つ目に関しては、ほとんど関与してないということですので、勝手に再就職しているのか、その辺はわかりませんが、事実、退職者が再就職していることでは間違いありませんので、この辺についても再度全く関与してないのか関与してるのか、その辺もお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（千田正英） 山口総務部長。

○総務部長（山口義光） 16番鈴木斌次郎議員の再質問の1点目でございますけれども、このたびの149件の誤りに対して、その方々に謝罪に向かったかということでもありますけれども、この内容を十分に精査致しまして謝罪を致しております。その際に通知の文書については市長の公印がなかったということでありましたけれども、内容について錯誤でありましたので、その部分については十分に相手方の方にご説明申し上げて了解をいただいたということでございます。

それから、過ちについて、誤りがあったことについてこの後どういうふうな対応、マニュアルがあるのかということでもありますけれども、前段で申し上げましたとおり、この23年度から、それこそ電子申告によりまして、国税庁の方から逆に市の方にはe L T A X経由でもって各自治体に今配信されるシステムに変わってまいりました。つまりは、これまで紙の申告書が税務署の電算化に変えて市町村に配信するシステムということになっております。それに従いまして、従来の紙ベースでの住民税の当初課税用の処理が、申告データの処理方法が大きく変わったということで、地方自治体の方でも現行業務の見直しが必要となりまして、その部分について今回こういふような事態が発生したということでございます。市ではこのような事態に対応するために、あらかじめシステム操作手順の確認をするなど行ってまいりましたけれども、149件の税額変更の事案が発生しまして修正等の更正を行ったものでございます。調定額に対してトータルでは14万8,500円というような減額が生じたけれども、このようなことがないようにこの後もま

ずチェックを明確にしていきたいと思っております。

民間の方の確定申告サポートシステムもございますけれども、改めてこのたびの実際の運用に当たってはどのような段階でのチェックが効果的であるかということが、まず確認、あるいは重要な部分も明確になりましたので、今後はこのような事態が発生しないように対応してまいりたいと思います。

さらには、先ほどありましたけれども、ほかの税について影響がなかったかということとでありますけれども、ほかの税の方には影響はございませんでした。

以上、宜しくお願いしたいと思います。

○議長（千田正英） 石川市長。

○市長（石川光男） 再質問でございますが、一般質問の最初の通告が3点、そして再質問が3点、これは通告なしということでしたが、これ議長、取り扱いをしっかりとってください。昨日もありましたけれども。通告なしで堂々として質問してくると。通告なしですよ。間違いがありました。3年です、5年ではありません。これだけは申し上げておきます。

鑑副市長。

○副市長（鑑 利行） 鈴木議員の再質問の3点目ですけれども、全く関与していないのか、いるのかとの再質問についてお答え申し上げます。

全く関与しておりません。

以上でございます。

○議長（千田正英） 16番、再々質問ありますか。16番鈴木斌次郎議員。

○16番（鈴木斌次郎） 2回目の質問について、再質問について、私は初めに言ったと思います。通告にはございませんでしたが、わかる範囲内の答弁で結構ですというのを言っておりますので、それもだめだとすれば、今度改めて一般質問するときは通告書にちゃんと書いたのを出して質問したいと思いますので、今回、先ほど児玉産業建設部長もこのことについてちょっと触れてありましたのでお話しましたが、関連事項だと思って質問したわけですので、そういう答弁であれば今後議会の方でどういうふうな対応、議運とかどういうふうな対応するのかはわかりませんが、議運の方の通告書に従って今後一般質問をしたいと思っておりますので宜しくお願いしまして、私の一般質問を終了したいと思います。ありがとうございました。

○議長（千田正英） これをもって16番鈴木斌次郎議員の質問を終わります。

13番佐藤 昇議員の発言を許します。13番佐藤 昇議員。

○13番（佐藤 昇） 皆さんおはようございます。傍聴者の皆さん、早朝よりどうも御苦労さんでした。

このたび一般質問の機会を、同僚議員はじめ当局の皆さんよりご理解をいただきましてさせていただくことに対しまして御礼を申し上げたいと思います。

私からは3点でございますが、昨年の23年の3月に総合発展計画の後期計画を23年から5年間の27年度までということの説明でございまして、それらを念頭に置いた質問をさせていただきたいと思います。

一つ目は、公共交通体系と道路網の整備でございます。

光陰矢の如し、潟上市として満7年間近となりました。合併協議の本庁舎建設関連予算も計上され、拠点が明確にされてきたことは前進と受け止めております。

平成23年3月、潟上市総合発展計画が策定されました。「一人ひとりが輝くひとと環境に優しい田園都市」の実現に向け様々な事業に取り組んでおりますが、少子高齢化の進行により社会構造が大きく変貌しております。

人的交流の場として自由に移動できる公共交通体系としては、特に高齢者の交通手段が課題となっております。デマンドタクシー型の導入など検討されておりますが、本庁舎が核となるきを想定し、市当局はどのような交通手段を計画されておるものか、市民が注目する点でありますので、これについては、たびたび問われてはおりますが、これからの後期計画をお示し願いたいと思います。

道路整備については多くの課題が横たわっております。3町合併による人的交流施設の自由な利用、通勤通学の安全な移動が強く求められております。昭和、飯田川、天王を結ぶアクセス道、天王地区の幹線道路の拡幅など多くの未整備区域があります。幹線道路、生活道路の整備を明記しており、歩行者や自転車、障害者にとっても安全に移動できるようバリアフリー化も必要となってきます。特に天王地区の幹線道路、昭和、男鹿線のアクセス道から細谷から追分までの未整備区間は、出戸地域の通学路を側道とした拡幅工事は議会でも7年前ですか、頃、地域からの陳情書を願意を妥当と認めました。出戸地域自治会の要望事項の筆頭とされておると聞いておりまして、南中、出戸小の通学の安全を願っておるのであります。

アクセス道としては、既存の道路、新関から細谷、下出戸線・大清水北野から三軒屋までの拡張整備、それから新設としては昭和地区昭寿苑から出戸新町までの間を整備す

るべきと考えております。地域住民から声が上がっておるようですので、当局も一部ではご承知かと存じます。

市としましては道路整備計画案はあるとしておるとのこと、その計画をお示しくさいますよう求めます。要するに、その財源の裏づけが必要であると思われます。自主財源で対応するものか、あるいは合併特例債5年の延長とも聞いており、実現するのは今かと思われます。特段の財政措置を勘案され、市民の要望にこたえられますことを求め、ご答弁を求めます。

次に、平成23年度潟上市水稲生産調整状況と今後の動向についてであります。

一つ目の二つ目も、私は産業建設にこれから常任委員でございまして微に入り細に入りは委員会審査において申し述べさせていただきますが、これらについては大まかないわゆる方向づけについてを念頭に置いて質問を致しております。

平成23年度は、春先の低温、その後の長雨続きで、水稲においては生育が悪かった転作大豆においても、排水不良田では徹底的な打撃を受けました。その後、天候が回復し、農家の肥培管理により平年作となりました。転作大豆の平均反収は、おおむね120キロとしております。

さて、国では平成22年民主党政権により新たな「食料・農業農村基本計画」を策定しました。目玉は戸別所得補償制度であります。恒常的に生産費よりも販売価格が下回っている品目について、その差額を補填する仕組みとなっているものです。

本市の農業生産構造等は、粗生産、就業者数、耕地面積、農家数、いずれも減少してきておりますが、依然として稲作依存の構造となっております。T P P問題等、米を取り巻く状況は年々厳しさを増しております。当局としては、この国内外の状況をどう認識しておるものか、この第1点にご所見をお伺いをします。

本市の水田面積は3,100ヘクタールで、水稲作付面積は1,862ヘクタールで、転作面積は1,238ヘクタール、水田面積の39.93%であります。転作主力作物の大豆は、そのうち天王地区65.1%、昭和地区14.5%、飯田川地区43.5%で、平均すると44.6%となり、昭和地区が極端に低い結果となっております。うち、新規需用米、うち、加工米、うち、備蓄米で29%を占めている。うち、自己保全面積が実に203ヘクタールとなっており、これに注目しなければなりません。いわゆるこの自己保全というものが捨て作りとなっておりまして不耕起田であり、潟上市水田面積の全体の6.6%を占めており、不耕起面積はその自己保全の中にあるにして、その面積は把握できておりません。不耕起田は周

辺の耕作地、耕作者に多大な悪影響となり、広がりが大きくなってきております。農家としても市としても不耕起田をなくしたいところですが、諸般の情勢から徐々に増えている状況であります。既に優良農地に点在をしておる状況でございます。これまでの対策の検証を当局にお伺いをします。

私はこの現状を見るにつけ、耕作者が60歳・70歳の主力の農業は10年先は様変わりとなり、回復できないこと必須と思われれます。戸別所得補償制度がいつまで続くものか等々、問題山積しておりますが、農業だけが厳しいのではありません。農業は国民の食糧を生産する持続可能な産業であります。

本市においては、認定者農業者が217人で、平均年齢59.3歳となっております。また、集落営農地域も実績もあり、今が強化策を講ずるべきときと考えております。関係機関と農家が一体となり鳩首協議をし、いきいき潟上の夢の大きい農業振興を期待するものであり、当局の対策などをお伺いするものであります。

三つ目、市財産（旧県信連グラウンド）の利活用についてでございます。

この用地は平成19年2月、潟上市に無償譲渡された物件で、潟上市天王字大長根86・87・91番地、総面積は2万1,501㎡となっております。現在は秋田、潟上リトルシニアチームの野球練習場として、将来の有望選手を育成するため、小学校・中学校を対象とし募集し活動をしております。緑豊かな山林に囲まれ、男鹿線沿いにある静かな良好な環境下にあります。市は無償で貸与している土地であります。それぞれの地域から私道を通って車で往復するため、近くの住民から苦情が市、町内会に寄せられておる現状でもあります。私は、まとまった貴重な市財産をもっと有効に活用すべきと考えております。昨年、近くにショートステイの施設ができました。地震等、災害の避難場所として、また、近年の異常気象による豪雪の際の排雪場所として、さらには市の発展計画に位置づけとして後期計画にある老朽化した市営住宅の建てかえ地としては有望な土地と考えられると思います。大清水北野より男鹿線踏切手前の市道中間地点にあり、近くに住宅地があり、上下水道も整備された地点であります。現在、野球場として利用しております場所までの市道から新設道路を計画すべきではと当局に伺うものであります。

以上、3点の質問であります。ありがとうございます。宜しくお願いします。

○議長（千田正英） 当局より答弁を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 13番佐藤昇議員の一般質問の三つ目、市財産の利活用について答弁を致します。

市有財産である旧県信連グラウンドは、ご承知のとおり平成19年に本市へ無償譲渡されたものであり、現在は市野球協会へ無償貸与し、主に野球練習場として使用されております。ご指摘のとおり、当地は恵まれた環境下の市の財産であり、ご提案いただきました災害時の避難場所や市営住宅建てかえ候補地等の貴重な活用策を参考に、今後の利活用について検討してまいります。

また、連絡道については、グラウンドまでの市道や公有地が存在せず、私道及び私有地を経由しての利用となっていることから、地権者の意向等も含め、整備を検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（千田正英） 山口総務部長。

○総務部長（山口義光） 13番佐藤 昇議員の一般質問の一つ目「公共交通体系と道路網の整備について」の1点目についてお答え申し上げます。

ご質問は市役所新庁舎を核とした交通計画についてであります。以前の一般質問でもお答えしているように、現在はデマンド型乗合タクシーの調査・検討を含め、新庁舎を核とした新たな交通システムの確立を目指しております。

昨年の市民1,000人を対象とした生活交通アンケート結果から、デマンド型乗合タクシーの利用意向については、「料金が低額なら利用したい」との回答が約4割となっております。24年度では、交通空白地区を中心に自治会を通して地域に出向き、デマンド型乗合タクシーのメリット・デメリット、たくさんありますので、ついでにご説明申し上げます。ご意見を伺いたいと考えております。

また、本市では天王地区を通過する「追分線」と昭和・飯田川地区を通過する「五城目線」の秋田中央交通路線バス区間で割引制度を導入しております。高齢者のみならず市民であれば誰でもが低額で利用できるよう、民間事業者との共生を目指した交通対策あるいは体系を講じております。新たな生活交通システムの導入に当たっては、民間バス事業者との運行路線の競合やタクシー事業者とのすみ分けが非常に大事でございますので、このあたりについてはこの後も検討してまいりたいと考えております。

今後は、都市計画マスタープランに盛り込まれております都市軸である昭和・飯田川地区と天王から追分地区、それに天王グリーンランドから大久保・豊川地区の三つの幹線路線を地域公共交通の基本と致しまして、新庁舎完成後は新庁舎を乗り継ぎ拠点とした新たな生活交通システムの確立を目指してまいります。具体的には、運行計画につい

ては潟上市地域公共交通会議や関係機関などと広く意見を交わしながら進めてまいりたいと考えておりますので、宜しくお願ひしたいと思ひます。

○議長（千田正英） 児玉産業建設部長。

○産業建設部長（児玉俊幸） 13番佐藤昇議員の一般質問の一つ目の2点目、道路網の整備についてお答え致します。

道路網の整備については、潟上市総合発展計画後期計画の中で、これからの取り組みとして「道路ネットワークの確立」、「幹線道路・生活道路の整備」を行うこととしております。これに基づき、道路整備計画を策定しております。

議員ご提案の各路線につきましてもその必要性を認識しており、道路整備計画路線に含まれております。今後、市全域における市道の整備に当たっては、財源及び費用対効果等を勘案しながら優先順位を決めていかなければならないと考えております。

ご提案の路線は、いずれも用地買収が伴うことから整備までには長期間を要するものと推察され、事業実施の時点で最も有利な財源を活用し、整備していきたいと考えております。

次に、二つ目の「平成23年度潟上市水稲生産調整状況と今後の動向について」お答え致します。

1点目の厳しい農業の国内外の状況をどう認識しているのか、につきましては、佐藤議員もご承知のとおり、国内農業を取り巻く環境は、農業所得の大幅な減少、担い手不足の深刻化や高齢化など厳しい状況に直面していると認識しております。こうした現状に、市では基盤整備事業やストックマネジメント事業等を導入し、水田の汎用化、水利施設の長寿命化を図りながら農業者のコスト削減、利便性の向上に向けた取り組みをしてきており、今後も継続実施してまいりたいと考えております。

また、TPP問題については、農業のみならず国民生活の幅広い分野に影響を及ぼすことから、国民的議論のもとで総合的な検討が必要と考えております。しかし、本市の基幹産業である農業は、経済的に大きな影響を生じるのではないかと危惧しているところでございます。

2点目の不耕起田の検証については、年に1回、農業委員による農地パトロールを実施し、文書による指導を行っております。今後もさらにパトロールを強化し、指導に努めてまいりたいと考えております。

3点目の認定農業者、集落営農組織への強化策については、今後も水田の受委託は地域

農業の担い手である認定農家や農業法人等へ集約されることが予想されます。しかし、認定農業者も高齢化傾向にあることから、集落営農組織の法人化や新規就農者の定着を目指すとともに農地の利用集積に努めてまいります。

また、平成24年度においても、先に述べました天塩・豊川地区の基盤整備事業や野村・飯塚地区の基幹水利施設マネジメント事業などのハード事業を実施し、生産力向上・コスト削減に向けた取り組みを推進してまいります。さらに農業の方向性、自らの経営や農地を今後どうするかを定める、人・農地プランの策定が求められております。これは地域農業の将来像をどう描き、どう展開していくかを策定するもので、農家自身の青写真ともなりますので、関係機関と連携し、これらのソフト事業の推進を図ってまいりたいと考えておりますので、宜しくお願い致します。

○議長（千田正英） 13番、再質問ありますか。はい、13番。

○13番（佐藤 昇） ただいまは3点にわたりますて懇切丁寧なご答弁をいただきましてありがとうございます。市長からは3点目の旧の県信連グラウンドのことにつきまして、趣旨をご理解いただきまして大変力強いご答弁をいただきまして、本当にありがとうございます。

1点目のいわゆる公共交通体系につきましては総務部長より答弁ありましたように、いろいろ市民の声を聞いて工夫をしておるようでございます。このたびも市民の皆さんに潟上市のマイタウンバスの時刻表ということで3月の17日の改正ということで、5路線について市民の皆さんにお知らせをしておりますし、デマンド型タクシー等も導入するということと、これからやはりバリアフリー化の対応型のタクシーも高齢化の交通の利便も図る上で必要ではないかというふうに考えておるところでございまして、どうかひとつ今まで以上にひとつ、交通手段におかれまして苦心なさって、これは採算度外視で市民の期待にこたえておる状況でございまして、宜しくお願ひしたいと思ひます。

ただ、この計画を見ますと、今度、総合庁舎ができますと飯田川からいわゆるグリーンランドまで直接行ける路線というものがあってもいいのではないかというふうに思ひます。飯田川から追分三叉路までのいわゆる割引券を発行しておりますが、将来的にこのこともひとつ検討に加えてみたらどうかというご提案でございまして。

それから、私事だけと思ひますが、今いろいろなバスを運行しておりますが、人数が決して多く利用しているわけではございません。ということで、バスをもっと小型化することはできないものかというふうに考えておるところでございまして。結構、マイク

ロバスの大きいものでも十分その対応できるものではないかと。しかし、これは運輸局の許可等々、何かやはり問題あるものかなと思います。そういうことをまずこれからご検討願ってみたらどうかというふうに考えておるところでございますので、このところをもう一度、展望についてお知らせを願いたいと思います。

それから、2点目の農業問題でございます。ご承知のように国が制度が政権代わるたびに、いわゆるその目玉が変わっていくと。ついこの間までは、ようやく集落営農化が順調にいった軌道に乗りかけておったところが、政権が代わって今度戸別補償方式だということ、ころころ変わる対応について市の方でも大変御苦勞しておるといって、ほとんど転作等のいわゆる対応に振り回されておる現状が長く続いている状態でございます。

しかしながら、皆さんもご承知のように、この不耕起、自己保全という言葉では大したいいんですが、この中に不耕起地がございまして、相当な面積になっておるだろうというふうに考えております。このままだと、もう10年後には相当やはり、まだ自己保全という名目で不耕起地が増えておると、増えてくるというふうに思っております。部長がパトロールをしておるといってございしますが、私はこの5年、10年後の農業の、このたびの場合は水田の転作関係だけで申しておりますが、このままだと10年後の農業というものが相当衰退していくというように感じまして、ここのまだ力のあるところで5年後、10年後を見据えた農業政策の大綱というものを、ただ事務レベルだけでなく、例えば共済組合あるいは土地改良区、水利組合、JA、農協、二つあります。土地改良区も二つ三つあるようございまして、やはりその事務レベルを超えた、やはり経営者と市がこれからの農業をどうするんだというようなやはりテーブルについて協議をして、潟上市の農業の独自の農業政策をこのようなものであるということを示しながら、稲プラスアルファの振興政策、例えば花きも成長部門です。野菜もこのとおりの産直で伸びる要素がございまして、どうかその点をこれから特に別の機会、きっちり今現在ある協力機関と協議をして、その上でいわゆる昨日も同僚議員からも提案ありましたように審議会等いろいろな会議を通して確立していくということは今であると考えますので、この点をもう少し再度ご答弁を市長からでも願いたいと思います。

以上です。

○議長（千田正英） 当局より答弁を求めます。山口総務部長。

○総務部長（山口義光） 13番佐藤 昇議員の再質問にお答え申し上げます。

はじめに、飯田川からの直接新庁舎の方に乗り入れするようなバス運行路線を考えてみたらというふうなことがありましたので、これについてはまず検討は致しますけれども、何分、まず通常といったらいいか、中央交通の方のバス路線との競合もありますし、どのあたりをどのように走ることによって効率的な運行がなされるのか。要は市民が利用できるのかというようなことも十分に検討していかなければなりませんので、このことについては、その要望についてこちらの方で承りたいと考えております。

それから、新しい交通システムの中であって、それこそバスについてはもう少し小型化した方がいいんじゃないかなというようなことがありますけれども、これについても新しい交通システムに変わった際にどの程度の乗り合い乗降客があるかということはまだ想像の段階でありますので、このあたりを十分に検証していきませんと、今のバスがそのまま使える部分もあるでしょうし、例えばデマンド型バスの中で特にデメリットと言われるのが10人程度の乗り合いしかできないというふうなことがありますので、その辺についても十分にこの後、現状と見比べながら新しく交通システムに切りかえたときにどの程度の乗降が必要だということを検証しながら検討していきたいと考えておりますので、宜しくお願ひしたいと思ひます。

○議長（千田正英） 石川市長。

○市長（石川光男） 13番さんの再質問の2点目、不耕起田のことですが、これは検証のみならず、今、13番からは抜本的な対策が必要でないかと。いみじくも昨日の一般質問で19番さんからもそういうようなご提言がありますので、それを踏まえて、13番の意見も踏まえて検討してまいりたいと。事務レベルを超えた経営者としての感覚というものを考えていきたいと思ひます。

○議長（千田正英） 13番、再々質問ありますか。

○13番（佐藤 昇） もう1点、建設部長にお願いしたいんですが、先ほど各そのアクセス道について、細谷線、まあ三つほどあるわけですが、優先順位をつけたいということは全く同感でありまして、財政と、いわゆる勘案しながら優先順位をつけることは非常に大事だと。このたびは大久保の踏切を中心にした委託料と、これはやはりかなり大きなものでして、そのようにして優先順位をつけていくということは賛成ですので、ひとつそれをできる機会に明確にしてほしいと、このように思っている、これ要望でございます。

以上で私の質問を終わります。

○議長（千田正英） 要望ですね。

これをもって13番佐藤 昇議員の質問を終わります。

暫時休憩します。再開は11時15分から再開致します。

午前 1 1 時 0 4 分 休憩

.....
午前 1 1 時 1 5 分 再開

○議長（千田正英） 休憩以前に引き続き会議を再開します。

15番西村 武議員の発言を許します。15番西村 武議員。

○15番（西村 武） それでは、ただいまより一般質問をさせていただきます。

平成24年度の諸事業を支える一般会計並びに特別会計の予算案を審議する3月定例会において一般質問の機会をいただきましたことに対して、まずもって感謝を申し上げたいと思います。また、日頃、市政発展のため、ご努力をなされております市当局のご労苦に対しましても敬意と感謝を申し上げます。

私は、市民の声を市政に反映したい、そういう思いで通告しておりますので、通告に従いまして順次質問致しますので、市長をはじめ教育長、また所管の誠意ある答弁を求める次第でございます。

質問は、1点目は市総合発展計画前期基本計画と後期基本計画についてお尋ねをしたいと思います。

まず、前期計画から。

本市は合併後、平成18年から27年まで10年間を目標に渦上市総合発展計画を策定し、前期5カ年、平成22年度で終了したが、この間予期しなかった長期にわたる景気低迷や人口減少と少子高齢化時代、地方分権や地域主権改革の進展などで、本市を取り巻く社会経済情勢が大きく変化したと申されております。

前期基本計画が終了したことで、計画に対する事業がどの程度実施されたのか。その進捗状況をどのように評価されたのか。また、課題についてどのように対応し、後期計画に生かしていくものか、ご所見を伺います。

次に、後期計画から。

平成23年度を初年度とする27年までの後期計画が策定され、渦上市民であることを誇れるまちづくりにつなげてまいりたいと公言しております。議員の一人として心より応援したいと思います。

まず、後期計画の中から2点について伺います。

イ、市営住宅の整備について。

本市には市営住宅13団地、戸数で413戸の住宅を所有しております。内訳では、天王地区4団地233戸、昭和地区5団地141戸、飯田川地区4団地39戸となっております。この中でも最も古い住宅は塩口北野団地で、昭和48年を初年度とし、順次建築されております。早い建物ですが既に38年を経過し、ブロック造りですので耐用年数が過ぎていると思われまます。基本計画でも、誰もが地域において快適に住めるよう、市営住宅の新設や建てかえ、バリアフリー化など拡充を進めると言われております。

それ以前に、本市は住生活基本計画、住宅政策マスタープランとも言うべき今後の住宅政策のあり方を決定する住生活基本計画の作成のため、平成20年から21年の2カ年でコンサルタントへ委託もしております。21年に計画が策定されております。計画の中でも、老朽化した住宅の対応や新設バリアフリー化の対応も示されております。

以上の観点から次の3点について伺います。

1、市営住宅の新設計画とはどのようなことなのか。また、二つ目の老朽化した市営住宅の対応は。三つ目の高齢者や身障者の対応としてバリアフリー化の進捗率と今後の取り組みについて、以上、市営住宅にかかわる3点についてご所見を伺います。

次に、観光の振興とボランティアガイドの育成についてお尋ねをしたいと思います。

本市の主な観光地は、天王グリーンランド、ブルーメッセあきたなど都市公園6施設に加え、観光のイベント等として天王グリーンランドまつり、八郎まつり、飯田川鷺舞まつり、伝統行事の東湖八坂神社祭統人行事等、盛りたくさんございます。また、本市の自然環境や歴史的資源もございます。

都市公園を管理している業者が市に提出した計画書には、近い将来、民間によるボランティアガイドを育成するとの説明もしてありました。まさに時代にふさわしい的を得た計画と思いましたが、以来3年が経過しましたが、そのような気配は見受けられません。

昨今、民間活力を生かす意味からも、他府県でもボランティアガイドが観光地で活躍をなされている姿を見受けることが多々あります。本市の観光名所や歴史の紹介など広く知っていただくことで、観光の振興にも発展していくものと思っております。本市ボランティアガイド育成に対しどのようなお考えなのか、そのご所見を伺います。

次に、本市の場合、これまでの観光誘客事業など含め、中・長期的な視野に立ったビ

ジョンが伝わってこないが、観光の振興整備等をどのように図っていくものか、そのご所見も伺います。

次に、教育問題、中学校の体育で柔道が必修化となり、その指導体制強化についてお尋ねを致します。

今年4月より中学校1年生・2年生を対象とした体育の授業で、柔道など武道が必修化となりました。全国で柔道の練習などでの事故が多々あり、名古屋大学の某教授の調査によりますと、これまで柔道事故で死亡した中学生・高校生は、全国で1983年から2010年までの約27年間で114人おり、うち中学生39人が含まれております。その中でも1年生が半数以上を占めていて、14人が死亡、障害事故も275件で、この3割が授業中の事故だったと言われております。

柔道が必修化となったことで、その指導法が全国で見直しをされております。本市中学生柔道部以外の保護者の方からも大変心配される声が多々聞こえてきております。

某市では、安全策の強化が必要との判断で教員向けの安全指導講習会等を開き、市すべての中学校から参加を義務づけ、対応を進めていると言われております。本市としても、楽しく学ばせるため指導者の育成が急務と思います。市内全中学校指導者に対し、共通な安全に対する指導講習会などを行うべきと思いますが、教育長はこれらに対してどのようにお考えなのか、そのご所見を伺います。

柔道は我が国固有の武道の一つで、技の修得よりも「礼に始まり礼に終わる」という精神の鍛錬を学ばせることではないかと思います。今までも授業の一環としてどのような指導をなされてきたのか。また、必修化となりどのような指導に変わっていくものか。必修化となったことから安全に対する対応など連日新聞等で報道なされておりますが、これらに対しましても教育長はどのようにとらえているのか、あわせてひとつご所見をいただきたいと思います。

以上、演台からの質問を終わります。

○議長（千田正英） 当局より答弁を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 15番西村 武議員の一般質問の一つ目「潟上市総合発展計画前期基本計画と後期基本計画」についての（1）「前期基本計画から進捗状況と課題」について答弁を致します。

後期基本計画の策定に当たっては、前期基本計画の総括として22年度当初に各課長・班長クラスで組織する「素案作成部会員」による、施策と個別施策ごとの「検証シー

ト」の作成から始めました。それぞれに、これまでの取り組みへの成果・課題や今後の方向性等を取りまとめた後、後期基本計画の素案づくりを行ったものであります。

総合発展計画という性格上、指標や数字で進捗状況をあらわすのは難しいものでありますが、計画に対する事業がどの程度実施されたかにつきましては、「前期基本計画」に盛り込んだ具体的取り組み288項目中、実施や実施に向けた検討が行なわれていないものは15項目でした。率にして5.2%となっております。このようなことから「前期基本計画」はおおむね順調に遂行されてきたものと認識しております。

後期基本計画では、前期基本計画の検証とともに施策ごとに「現状と課題」、それを踏まえた「これからの取り組み」、また、取り組みを進める上での「数値目標」などを設定し、基本構想に掲げる本市将来像の実現に向けた取り組みをしてまいりたいと思っていますところがございます。

○議長（千田正英） 児玉産業建設部長。

○産業建設部長（児玉俊幸） 15番西村議員の一般質問の一つ目の潟上市総合発展計画に関する、後期計画からの市の市営住宅の整備についてお答え致します。

1点目の市営住宅の新設計画については、昭和40年から50年代に建築された住宅については耐用年数の過ぎたものも出てきております。中でも塩口北野住宅は老朽化に伴い、空き家が出始めております。このことについては、耐用年数の過ぎた古い方から順次解体していき、その結果、不足する住宅戸数を確保するために新たな団地を建設する方向でその建設用地の検討に取りかかりたいと考えております。

2点目の老朽化した市営住宅の対応については、老朽化に伴う修繕及び補修に、毎年、修繕料及び工事請負費で1,000万円程度の費用をかけて対応してきております。このほか、市営住宅の長寿命化に向けて平成24年度からの3カ年計画で、山神南団地の屋根の腐食の激しい住宅29戸の葺きかえ工事を予定しております。1年目は12戸について実施を予定しております。今後も適正な改修により、市営住宅の長寿命化を図ってまいりたいと考えております。

3点目の、高齢者や身障者の対応としてバリアフリー化の進捗率と今後の取り組みについては、現在、市営住宅の中で身障者向けの住宅は一向住宅の2戸、廊下・トイレ及び浴室に手すりを備えたバリアフリー対応住宅は新関団地の60戸となっており、平成21年度に住生活基本計画が策定されてからは進捗率に変化はございませんが、今後、建てかえに当たっては入居希望者のニーズに配慮してバリアフリー化の推進を図っていききたいと考えて

おります。

次に、口の観光振興とボランティアガイドの育成についてお答え致します。

1点目のボランティアガイドの育成について申し上げます。

現在、鞍掛沼公園を指定管理する民間企業には、公園案内人1名と花壇や花の広場を整備するボランティア1名が土・日及び祝日をメインに活動をしており、訪れる方々から大変親しまれております。このほか、グラウンドゴルフ場では3名のボランティアの方々からコース変更や設定にご尽力をいただいております。また、市観光協会では、東湖八坂神社祭時に史談会の方々からボランティアガイドにご協力をいただいております、好評を得ております。

このようにボランティアガイドは、訪れる方々に温かい地域の魅力を紹介することで、観光客や交流人口の増、あるいは滞在時間の延伸など観光の振興に大きな役割を果たすことから、増員に向けて市商工会等や関係団体と協議してまいりたいと考えております。

2点目の観光の振興整備等について申し上げます。

市内には、「歴史」、「緑」、「花」、「水」などをテーマにした観光施設があり、これらのネットワーク化を推進することが観光客の滞留性や増加につながるものととらえております。このため、ホームページでの観光案内や各施設にそれぞれの掲示板を設置し、イベント情報や売れ筋ランキングなど、お客様が興味を持つ情報の提供に努めてまいります。また、平成22年10月には、市商工会が中心になって天王グリーンランド、ブルーメッセあきた、ブルーホールの更なる連携を高めるべく、市内3拠点連携検討会を立ち上げ、今年度はスタンプラリーを実施し好評を得ております。

一方で、天王グリーンランドやブルーメッセあきたは「道の駅」として活用が図られており、観光バスの往来も顕著となっております。これらに対応するため天王グリーンランドでは、バスの運転手・ガイドさんに飲料等や休憩室の提供を行い、サービスの向上に努めております。

今後こうした取り組みやイベントの開催などを続けながら、観光の振興や誘客を図ってまいりたいと考えておりますので、宜しくお願い致します。

○議長（千田正英） 肥田野教育長。

○教育長（肥田野耕二） 私からは、二つ目の教育問題、中学校の体育で柔道が必修化となり指導体制強化についてお答え申し上げます。

来年度からの中学校の保健体育科で武道の必修化に伴い、本市の各校では柔道を履修さ

せることについては先の議会でも報告をしたとおりでございます。

武道は、我が国固有の文化であり、相手の動きに応じて基本動作や基本となる技を身につけ、相手の動きの変化に対応した攻防を工夫することで、勝敗を競い合う楽しさや喜びを味わうことができる運動でございます。また、武道に積極的に取り組むことを通して、武道の伝統的な考え方を理解し、相手を尊重して練習や試合ができるようにすることを重視する運動でございます。

以上のことから、柔道を履修したすべての生徒が、安全に、かつ充実感を持って、その目的を達成できるようにしていかなければならないものと考えております。

さて、ご質問の1点目でございますが、現在3中学校で柔道の授業をしている教員は有段者であります。これまでも長年にわたり柔道の授業をしてきた経験を持ち、安全に配慮して柔道の特性を十分に味わわせる手立てを身につけた教員であります。

各中学校では、来年度の学習指導要領の全面実施に向け、今年度は1・2年生を必修として授業を実施してまいりました。幸いこれまでは大きなけがの報告は受けておりません。

しかし、常に安全に対しての配慮は必要と考えております。これまで、安全に対しては8項目を配慮しておりますが、その一つとして、授業初めのオリエンテーションで十分な時間をかけて安全指導を行ってからの授業開始。二つ目、爪や髪止め、腕時計使用の禁止等のルールを徹底させ、着衣への乱れへの徹底指導を行っております。三つ目、用具の整理整頓、危険物の除去等など、場の安全への配慮などを行っております。四つ目、受け身指導の徹底を行っております。五つ目、生徒の技の習熟度や能力、体重を考慮した個々の能力に応じた指導を行っております。六つ目です。ペア学習やグループ学習等の学習形態の工夫を行っております。七つ目、恐怖心のある生徒に対しては、器械運動用のセーフティマットを利用した指導を行っております。八つ目ですが、柔道の授業の前に器械運動での回転の感覚の習熟や膝をついた低い姿勢からの投げ技の練習など、指導方法の工夫も改善しながら行っているところでございます。

こういうふうには安全に配慮して工夫した授業を行っているところでございます。各3校では学年・学級に差がないよう、教員間で指導方法に関する研修も行っているところでございます。

ご質問の2点目でございますが、我が国固有の文化である武道の指導においては、伝統的な行動の仕方を身につけること、特に礼に代表される伝統的な考え方を理解させることが重要であると考えております。相手と直接的に攻防する武道では、相手を尊重し合うこ

とや自分を律することをあらわすものとして礼儀を守るという考え方を指導することとしております。こうした指導はこれまでも行われてきており、必修化に当たり、より一層重視されていくものと考えております。

ご質問の3点目でございますが、武道の必修化に伴う報道の大部分は、柔道の授業における安全面への配慮であり、けがの多さへの危惧であります。このことについてはこれまでも申し述べてきましたが、県で主催する講習会や研修会に積極的に参加させ、指導教員の資質の向上を図ってまいります。

指導に際しては、特に指示事項として四つあります。その一つとして、自分で自分の身を守るための受け身のより一層の指導。二つ目、相手を尊重することをあらわす、投げたあとの引き手や投げる方向に配慮した安全に関する知識の指導。三つ目ですが、試合形式にこだわらない約束練習や、3人グループにより1人は安全面に配慮させるなどの指導方法の工夫。四つ目ですが、器械体操用セーフティマットを利用した安全な場の設定などがございます。こういうふうにご配慮しておりますが、指示を徹底して今後もやりたいと、このように考えております。

また、新年度の予算には、柔道の授業の中に地域の柔道経験者を安全指導支援員として任用し、複数の指導者のかかわりの中で実技指導を行うところがございます。安全に配慮した質の高い授業を目指した取り組みを今後とも推進していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（千田正英） 15番、再質問ありますか。はい、15番西村 武議員。

○15番（西村 武） 先ほどは懇切丁寧なご答弁をいただきまして、本当ありがとうございました。

そういう中で、まず前期計画では、まず288項目の中の15項目が達成できなかったというようなことございまして、できなかった点は5.2%、こういうことございまして、大変よく計画を進めてきたなど、こういう感じでございます。課題についても今後そういう課題を生かしながら後期計画に生かして行ってほしいと強く思います。

それで、市営住宅の件でございますけれども、塩口北野の場合、これはもうブロック造りでございまして38年を過ぎますと、これは耐用年数が切れておりますが、それで決して入ることができないというわけではないけれども、ただ、あそこでは2階造りもありまして、そういう耐震強度ですね、そういう面についても少し心配ですけれども、これはそういう危険なところは解体していくと、こういうことございますので、それで

よろしいんじゃないかなと思います。

ただ、そういう解体した中で、先ほど部長の答弁ですと新しい用地を確保してそれに新設の住宅を建てていくと、こういうことをございますけれども、そういう見通し等につきましてはいつ頃になるものか、その辺のところをいま一度お答えをいただきたいと思います。

そして老朽化につきましては、これまでも毎年その都度、改修あるいは修繕等してきておりますことはよくご承知のとおりでございますので、今回もその予算に屋根の部分12戸分が計上されておりますこともわかります。ですから、その都度やはりその基本計画にもありますように、まず人が住んで快適だというような形の中でそういう補修・改修を進めていってほしいと思います。

それから、高齢者ですね、それから身障者のバリアフリーですけれども、先ほども縷々ご紹介がありましたけれども、それなどに対して現在必要に応じているものかどうか、その辺のところもいま一度ご答弁をいただきたいと思います。

それから、観光の振興、ボランティアガイドの育成ですけれども、これはまずそれぞれの例えばブルーメッセあきた、鞍掛沼、グリーンランド公園ですか、ここへは1名ずついて、また、東湖八坂神社統人祭のときはちゃんと案内人が、紹介者がいると、こういうことをございますけれども、私もそれは承知しておりますが、やはり本市としても例えばそういう、定年退職した方でも歴史の明るい方、あるいは名所について詳しい方、こういう方がたくさんいると思います。こういう方々には、大変失礼だかもしれないけれども時間に余裕のある方もたくさんいるのではないかと思いますので、是非ともそういう方々を公募して、その方々の生きがいのためにもひとつそういう考えもありますので、私はできましたらあそこ、こういうボランティアガイド育成ということに取り組んでいただきたいと思いますので、この点についてもいま一度ご答弁をお願い致します。

それから、観光の中・長期的なことをございますけれども、去年はグリーンランドのあそこにも食菜館くらら、そういうものができまして、この男鹿半島に年間約200万人の観光客が訪れているわけですね。ですからそういう方々に、例えば営業マンみたいなね、営業努力と申しますか、誘客のための、そういう継続してですね、例えば営業努力をしたならば、もっともっと年間、その男鹿半島で200万人の観光客が訪れるというんですから、その半分でもね、寄ればいいんじゃないですか。100万人ぐらいでもね。今現在どのぐらいになっているものか、その辺はもしわかったら教えていただきたいと思

いますけれども、そういう、まずそういうことをね、誘客を図るようなことをしていた
だきたいと思います。

先ほどバスの運転手やガイドさんにはそういうまずね、サービスですか、しております
すけれども、実際、バス会社等を訪れましてやはり営業などもしたらいかかかなと思
いますので、その辺についてもどういう、踏み込んだお考えがありましたらひとつお答え
をいただきたいと思います。

それから、教育問題ですけれども、柔道の必修化については、これは市長の市政方針
等にもありまして大変具体的に申されておりましたので、そういう、それからあれです
ね、有識者による、有段者による安全指導を徹底してそういう指導をなされていくと、
こういうことでしたね。それで、今後とも教員間で講習などを行って安全に対してき
ちりと指導していただきたいと思います。

あと、ただ今、これまでですね、こういうこともございましたので。例えば柔道部員
と、その全く柔道をやっていない生徒が組み手となったときに、これは事例ですけれど
も、眼鏡が飛んでいだけ投げられるとかそういうお話もありますので、やはりその点
をひとつ、けがのないように徹底的に指導していただきたい。教育長、その辺について
もいま一度、もしご答弁がありましたらお答えいただきたいと、こういうことござい
ます。

以上です。

○議長（千田正英） 児玉産業建設部長。

○産業建設部長（児玉俊幸） 15番西村議員の再質問にお答えを致します。

はじめに市営住宅の高齢者のバリアフリー等のこととございますけれども、これにつ
きましては市の方であなたやりなさいというものではなくて、個人の要望があった際
には市の方で対応していきたいというふうに考えておりますので、その辺については要望
に応じた形で市で対応していきたいというふうに考えておりますので、宜しくお願
いします。

それから、ボランティアガイドの公募等につきましては、西村議員がおっしゃるとお
り、やはりボランティアの方々が参加をしてやっていただければ大変いいわけござ
いまして、こういうことについても市としてもいろんな方々にそういう知識のある方
含め、いろんな方々にこういうものを今後検討していきたいというふうな形で考えて
おりますので、宜しくお願ひ致します。

それから、観光客の誘致を図るためのバス会社への営業等につきましては、今回、今までですと天王のグリーンランドにつきましては市の方が道の駅で行っていましたが、平成23年から指定管理でグリーンランドの道の駅も指定管理者になりました。それと今現在、ブルーメッセの方も指定管理者が行っているという状況でございますので、その辺のところ、今後、市と指定管理者、道の駅の駅長含めて、そういうところも今後検討していきたいというふうに思っておりますので、どうか宜しくお願いします。

それから、住宅の改築の、新しい住宅の確保につきましては、今現在、今年度、職員段階で用地等も含めて今現在検討をしているところでございます。これを含めて、やはりいくらかの案を出した中で部内で検討しながら、その中で今進めているという状況でございますので。

場所については、現在3カ所程度、現在検討しておりますけれども、どこにということがまだはっきりしておりません。やはり今まで塩口北野等の住宅につきましては、やはり長屋風というふうな建物でございましたので、やはりその長屋風でなくて今は一戸建ての形になっていくのかも含めて今現在検討しているところでございますので、やはりその塩口北野については今の建っているところが面積もかなり、面積から見ると建っている戸数が多いという状況がありますので、それも含めてやはりもうちょっとゆったりした空間をしていければなということで、今後、古いところについては解体をしていきたいと。で、新しいところについても用地を求めて建てかえをしていきたいというふうなことを今現在検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（千田正英） 肥田野教育長。

○教育長（肥田野耕二） 15番さんの再質問にお答えしたいと思います。

まず、柔道部員とやったことのない生徒の組み手になると、相手がやったことない、眼鏡をかけていたということだとすれば、けがしても大変だということのお話でした。そういう意味で、基本的に眼鏡を外して対応して指導しているところでございます。特に眼鏡といわず、以外の危険なものがあるものは、すべて安全面に配慮して対応しているということでございますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（千田正英） 15番、再々質問ありますか。

○15番（西村 武） 以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（千田正英） これをもって15番西村 武議員の質問を終わります。

昼食のため暫時休憩します。再開は1時20分から再開致しますので、ご参集ください。
1時半からにします。

午前 1 1 時 5 1 分 休憩

.....

午後 1 時 3 0 分 再開

○議長（千田正英） 休憩以前に引き続き会議を再開します。

8番伊藤栄悦議員の一般質問を許します。8番伊藤栄悦議員。

○8番（伊藤栄悦） 通告に従って質問致します。

まず一つ目は、潟上市自治基本条例（素案）について伺います。

この条例は、条例策定委員会、100人委員会委員が英知を結集し、素案として制定されたものであり、敬意と感謝を申し上げます。

さて、この1月に市内5カ所で、議員政策グループ「かたがみ21の会」による「新春、市民と議員の意見交換会」において「自治基本条例」について質問がありました。市民へのパブリックコメントの公募、市議会への提示がありましたので質問致します。

質問時間が制限されておりますので、簡潔明解なご答弁をお願い致します。

この条例は「自治の憲法」とも呼ばれ、最高規範性を持つ重要な事案であります。したがって、その策定においては、市民、市議会、市執行機関においても慎重に検討・協議の上、決定しなければならないと考えます。

一つ、そこで、まず条例策定のプロセスについてお伺します。

策定委員会は平成22年11月22日から24年2月16日まで17回開催され、素案が策定され、2月1日、市民へのパブリックコメントが発信されております。14日に公募が締め切られ、16日の策定委員会で再検討を行い、最終案を市長へ報告されております。その後、議会に提出する条例案を最終決定するとしております。同時にパブリックコメントが行われた「既存庁舎の利活用」の締め切りが2月29日となっていたことから、3月議会提案を予定したとも考えられます。その間、議会への情報提供あるいは協議はなく、市民へのパブリックコメント後の2月8日に全員協議会を開催、提案されております。

地方自治制度は二元代表制をとっております。議会は、市民の信託を受けて「市民の利益」の実現を図るため、自由な討論を通じて政策提言、政策の立案、チェック・評価機能を十二分に発揮し、議決権を行使し最終決定する責務が求められております。最も重要な政策についてこのようなプロセスによる議会への提示、市民へのパブリックコメ

ントのあり方は、「市民参画による協働のまちづくり」を目指す条例の形骸化を意味すると同時に、議会の形骸化、存在意義喪失の懸念もあり、地方自治の民主的運用にとって一考を要すると考えます。市民、議会、市との関係をどのように考えているか、市長の見解をお伺いします。

二つ目、平成24年2月20日の魁新報の記事によりますと、市は本条例案を近く市議会に提出し、制定後は施行まで半年ほどの期間を設け、同条例に関する説明会を市内各地で開く予定との報道がありました。

「自治基本条例」は、市民が自発的かつ主体的に市の政策の立案、実施、評価、見直しの各段階に関与する「市民自治によるまちづくり」を志向した自治の憲法とも呼ばれる最高規範性を持つ条例であります。

私は、「自治基本条例」策定のプロセスこそが「市民参画による協働のまちづくり」の具現化を目指す重要な視点と考えます。この条例の精神を受けらるならば、パブリックコメント実施前に条例素案について市民に丁寧な説明を行い、その後に意見を公募し、策定委員会で再検討の上、市長へ報告、議会へ提案する条例案を最終決定するという手順が「自治基本条例」が目指しているあり方ではないかと考えます。そうでなければ、策定された条例そのものが魂の入らない形骸化したものになる懸念があるからであります。

自治の憲法と言われる極めて重要な条例であります。市民、議会、市が情報を共有し、時間をかけ、他自治体に誇れる「自治基本条例」の制定を目指してほしいと考えますが、市長の所見をお伺いします。

三つ目でありますけれども、次に、逐条解説、内容説明もないまま短期間での市民へのパブリックコメントが実施されておりますが、制定に関与した策定委員会委員、100人委員会委員を除いた市民何名から何件の意見がありましたか、お伺い致します。

ここからは「自治基本条例」の具体的内容についてお伺い致します。

基本条例策定における逐条解説、具体的説明がないため、策定の意図、その根拠等がわからないので、今なぜ「自治基本条例」策定なのか、条例制定の柱は何か、その根拠は何かをお伺いします。

五つ目に、「自治基本条例」には「基本理念(目指すまちの姿)」の章・条文が見当たりませんが、どういう状況になれば市民による自治が実現したと言えるか、その理想的な状態をイメージし、現状と理念の乖離を課題とし、共通理解のもとでの「市民参画に

よる協働のまちづくり」が重要と考えます。策定委員会で議論がありましたか。1章を設けるなど検討する考えはありませんか、お伺いします。

六つ目ですが、前文、条文には「市民自治によるまちづくり」等の表現はなく、「まちづくりの担い手」とか「市民参画のまちづくり」とかあります。第1章総則「定義」第2条（5）の「対等」、第2章「自治の基本原則」第5条の「対等及び協働の原則」とありますが、制定の解釈をどのように考えておられますか、お伺いします。

七つ目ですが、条例第12、13条の「議会の責務」、「議員の責務」について、策定委員会ではどのように制定されましたか、お伺い致します。

八つ目ですが、第8章25条で住民投票を条例化し、その実効性を確保するため最高規範性を規定しておりますが、その実効性の確保について、策定委員会において憲法・地方自治法等との関連についてどのような議論があり素案を制定しましたか。また、常設型住民投票条例の策定は考えておられますか、お伺いします。

九つ目ですが、第9章29条で、条例の実効性を確保するため、条例の位置づけとして最高規範性を規定しておりますが、策定委員会では憲法・地方自治法等との関係についてどのような議論があり素案制定となりましたか、お伺いします。

10番目ですが、「自治基本条例」の実効性を確保するために条例の最高規範性を規定し、その「実効性確保」のため、市は他の条例、規則、要綱、総合計画等の制定・改正又は廃止に当たっては整合性を図らなければならないとしております。整合性を図るための「年次計画」等のプログラムをどのように考えておられますか、伺います。

次に、学校給食の「地産地消」の推進並びに放射線内部被爆の防止対策についてお伺い致します。

「学校給食」の地産地消については、食の安全・安心、地域産業の振興発展、活性化、雇用の創出、環境保全などからその実現が求められておりますが、潟上市の現状は県内市町村において最下位にあります。

「学校給食」への地産地消に取り組んでいる小学校では、栄養士と地域野菜研究会との連携を図り実績を上げているとの報告がありました。秋田県の先進地事例としては、内小友小学校の事例紹介がありました。

潟上市は県内7市町村と「食育推進計画」に参加しております。積極的に学校給食の「地産地消」の推進に取り組んでいただきたいと存じます。

質問ですが、一つ目は、昨年度の秋田県の地産食材使用率で潟上市が最下位であった

とのことであるが、その実態と要因について伺います。

二つ目は、本市の学校給食の地産地消対策として、「産直センターくらら」の生産組合、JA、漁協等との連携、組織化が必要と考えますが、市として主体的な取り組みを行う考えはありますか。

次に、3.11の東日本大震災に伴う原子力発電事故による放射能汚染が広がっておりますが、食による放射線内部被爆の危険性が問われております。

平成23年潟上市議会9月議会において、「内部被爆から子供達を守る給食対策に関する陳情書」が採択されております。市民からの陳情は政策提言と受け止め、お伺い致します。

放射線による内部被爆は、特に子供や妊婦への影響が大きいと言われております。一般家庭の食による内部被爆を防ぐことはもちろんですが、学校給食の食材の地産地消化が進むことにより安全・安心の地場製品の提供ができ、食による内部被爆から子供たちを守ることが可能と考えられますが、現実には食材の地産地消化は困難で、全国の市場から供給されております。

国は食品の放射性セシウム新基準値を500ベクレルキログラムから100ベクレルキログラムに変更しておりますが、現在に至っても「食品の放射線セシウム新基準値」が確定しておらず、不安が広がっております。しかし、国・県・市では放射能の線量測定は行っておりません。

そこで、放射能による汚染については、その後、対策がいろいろと出ているようですので、三つ目として、その後、国・県での放射線被爆に関する新基準値や防止対策について変化がありましたか、お伺い致します。

目では確認できない放射能による内部被爆を防ぐ手段は、現段階では食材や給食の放射線量検査を実施する以外に方法がなく、一般家庭からの希望による検査、学校給食検査、その公表が不安解消につながるものと考えます。松本市や札幌市のように食材の地産地消に切りかえたり、放射線による内部被爆を目標とした方針を決定した自治体も生まれております。

そこでお伺いします。四つ目ですが、潟上市では現在までどのような取り組みをしておりますか。

5番目として、震災以降、市内学校の食材の購入品目ごとの産地購入先、購入量はどのようになっていたか。

六つ目、最後でありますけれども、原発事故以降、東北の米、果物、食肉など食材に対する国民のイメージが厳しい中であって、国・県が放射線量検査をしない場合、市が独自に検査体制を整え実施し、数値を公表することによって、秋田県潟上市の食品は安全であるとの証明にもなり、秋田県産品のブランド化にもつながり、産業発展、活性化、雇用の創出、環境保全等にも貢献できるチャンスが生まれる可能性もあると考えます。産業振興、学校食材による子供たちの放射能内部被爆防止対策として市独自に放射線量測定器、300万から500万程度と言われておりますが、購入する考えはありますか、お伺い致します。

宜しく申し上げます。

○議長（千田正英） 当局より答弁を求めます。幸村部長待遇。

○企画政策課長（部長待遇）（幸村公明） 8番伊藤栄悦議員の一般質問の1点目、「潟上市自治基本条例（素案）」についてお答え申し上げます。

ご質問の一つ目、「条例策定のプロセス」についてであります。

ご承知のとおり、平成22年11月から17回の「策定委員会」の開催と昨年8月に設置した「100人委員会」での協議・検討を経て、この2月16日に条例素案が「策定委員会」から報告されたものであります。この間、市ホームページや広報、市民フォーラムでの情報発信のほか、条例骨子案の策定時には議長あてに報告致しております。このたびのパブリックコメント実施に当たっても、市民への公表前に議員の皆様へ事前にお知らせしたところでございます。また、通常のパブリックコメントにはない全戸配布という手法を用いて素案の配布を行い、市民の目に触れる機会を設けたものであります。さらには、先の臨時議会後に議長・副議長からの申し入れもあり、今後、各条項を順を追って解説した書類を作成の上で議会と改めて協議し、条例案を提出することとしております。決して議会の形骸化ということには当たりませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

なお、「市民・議会・市」この三者は自治の推進に当たってはそれぞれの役割に基づき責任を果たしつつ、不足な部分を補い、互いに協力しながらまちづくりを行う関係にあると認識しております。

二つ目「市民、議会、市が情報共有し、時間をかけて他自治体に誇れる条例制定を」についてであります。

先ほど申し上げましたとおり、策定過程で多くの市民のご意見をいただき、素案を策

定してまいりました。今後は議会との協議を経て条例案を成案とさせていただきますが、この条例は策定すればゴールではありません。今後、10年、20年先も魅力あるまちであり続けるため、みんなで守り育てて行く条例であります。そういった観点からも、ご質問にあります他自治体に誇れる条例の制定を目指しているものでございます。

三つ目「パブリックコメントへの応募件数」についてであります。

6人の方々から33件のご意見をいただいております。なお、その内容と策定委員会の考え方については、2月27日より市ホームページで公表致しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

四つ目「なぜ条例策定か、条例の柱とその根拠は」についてであります。

自分のことを他人に決められてしまうことを必ずしも心地よいことだとは誰しも考えないと思っております。自分のことは、できれば自分で決めたいということであり、自分のことを自分で決めるという場合に、責任は他人に転嫁できない、これが正に「自己決定・自己責任」であり、理想型であります。

では、「まちづくり」や「地方自治」という場面では現状はどうか、民主主義というものが形式的なものになっているのは否めないのではないのか。参加とか民主主義とか自己決定・自己責任と言われても、余り深みのある参加制度ではないのではないのか。そういう点から、市政がどういう方向を向くべきかということはどうやって決めていけばよいのか。住民が参画して決めていくという理想はわかるが、具体的にどんな形のスタイルで住民が参画して決めていけばよいのか。それを定めるための条例だという位置づけだとお考えいただきたいと思っております。

もちろん市長や市長以外の執行機関は、参画するような手立てを考えていこうとする、この点は議会に対しても同じ面があるわけですが、市政全般について自己決定・自己責任を行っていけるように責任も伴うわけですが、そういう場面を作っていきましょう、それを後押ししてくれるのがこの自治基本条例であり、制定を目指しているものでございます。

また、この条例の柱としては「補完性の原則」、つまりできるところは自分たちで決定していく。できないところは市の機関などに委ねる。そういう発想であります。かと言って「間接民主主義」を否定するものではございません。市民が主権者であるのは間違いありませんが、直接民主主義を目指しているのではなく、議会制民主主義を目指しているのであります。間接民主主義が基本であります。地方自治の場合には二元代表制

をとっておりますので、間接民主制は必ずしも議会だけではなく市長の場合にも行われるものであります。つまり主権は市民、基本は間接民主主義であり、それを担うのは議会であり市長であります。これが基本であります。その上で、議会や市長の権限であっても、どのようにこれまで以上に市民参画を進めていくのかが一つ。もう一つは、従来、市が担当してきた事務事業を市民の福利（幸福）という点から役割分担を考えてみましょうということであります。これまで市が担当してきた事務事業を市民との関係で考え直してみようということであります。それが協働という部分。この二つが本条例の中核となります。

地方自治に関しては憲法の規定に基づき法令で定めがあり、この条例は市民の総意として団体としての潟上市を設立し、代表として市長や議会を置くなど、潟上市の自治を担う主体が憲法や法令で定められているということを改めて確認し、条例として規定しているものであります。なお、この根拠は憲法第94条であり、地方自治法にあっては第14条第1項であります。

五つ目の「基本理念（目指すまちの姿）の条文は不要か」についてであります。

政策テーマ系の「まちづくり基本条例」などでは理念を規定している例も他市ではありますが、基本理念や目指すまちの姿については、本市のように「前文」が置かれている場合、その内容は前文に網羅されているものであり、この点について策定委員会では前文との重複を避けたものであります。そのことによって瑕疵が生じるものではございません。

六つ目「対等部分の制定解釈」についてであります。

この条例は、前文の最後の方にありますように「自治」を一層推進して行こうという趣旨であります。その手法として「市民参画」、「協働」を進めていこうということでもあります。

市民参画については自己決定・自己責任がその内容でありまして、今まで市議会や市の当局に任せてきた「観客民主主義」から決別しようという姿勢にもなっているわけがあります。

協働につきましても市民に行政の補完を強いるという解釈ではなく、今までの「自助」、「共助」、「公助」のあり方を見直して、新しい公共なり公共のあり方を追求していこう、その結果として一層の豊かさにつなげていこうという発想であります。

「市民参画」と「協働」の二つは、自分のことは自分で決めたいという発想。つまり

「自治」の発想に基づいているということになります。この条例では市民が参画したり、市民が協働したりという場面では基本的に対等との考えであります。第5条にありますように協働してまちづくりを行うという場面を強く意識しており、このことを包括的に表現すれば「市民はまちづくりの担い手」、「まちづくりの推進役」となるものであります。

「参画」も「協働」もトータルにとらえたときに、「担い手」、「まちづくりの主体」などという表現となつてあらわれるということで規定したものでございます。正にこれが「市民自治のまちづくり」なのであります。

七つ目「議会部分の条文」についてであります。

本条例は、議会や議員の権限や権利を確認するという趣旨ではございません。この条例自体が議会のみならず市民・市長等の運営スタイルを定めるものであります。ここでは議会や議員の運営スタイルを定めるのが基本となります。しかし、その議会の運営スタイルを市民側で詳細に規定してしまえば、端的に言えば「議会基本条例」の制定をも拘束してしまいます。100人委員会を含め策定委員会では、議会部分については抽象的・理念的な記述にとどめましょう、しかしその中にも湧上らしさを盛り込みたいとの思いからこのような条文となつたものであります。

八つ目「住民投票制度の憲法、自治法等との関連と常設型住民投票条例の制定の考え方」についてであります。

我が国の地方自治制度は、法律に基づき住民が直接選挙した市長や議員などの代表に委ねる代表民主制（間接民主制）が基本であります。したがって、可能な限りこの代表制度を尊重し、住民投票制度は補完的に用いられるものであります。

憲法第94条にありますように地方公共団体は、その有する自治権に基づいた「自治立法権」を有します。条例はその自治立法権に基づき地方公共団体が定立する「自治立法」であり、地方自治法第14条第1項では「法律に違反しない範囲で制定することができる」と規定されております。したがって、国が定立する国法との間に矛盾抵触することは許されるものでありません。本条例で規定している住民投票制度の内容については、すべて法令の範囲内での規定であり、法令に則つたものであります。

さらに、本条例では投票結果に拘束性を持たせるものではなく、自治法における「間接民主主義」という枠組みは崩さないものであります。投票結果については尊重しますが、必ずしも結果に拘束されるものではないという観点からも、法令との整合性は保た

れております。

なお、常設型住民投票条例の制定については、問題が成熟していなくても住民投票が行われ得ることや投票に付す事案や投票に付さない事案をあらかじめ定めるなど、制度設計が非常に困難であること、また、市の機関がその必要性を感じていない場合には投票結果が尊重されないことなどが懸念されることなどから、現段階では考えておりません。

九つ目「最高規範性の憲法、自治法等との関連」についてであります。

自治基本条例が制定されますと、市の他の条例や計画等は原則として自治基本条例の規定に適合するように制定または運用されることとなることから自治における最高規範となります。本来、条例間での優劣はなく、どの条例も規範としての効力は同一であります。この条例では憲法第92条に定める「地方自治の本旨」を確認し、潟上市における市政運営の基本を定めており、他の条例や規則等の制定・改廃に当たっては「この条例の趣旨を尊重し、整合を図る」ことを規定することにより、自治体の最高規範たる要素を備えたものと言えます。このような自治体の最高規範たる要素を備えたものとの考え方は多くの法学者の中でも共通しておりますし、他の多くの自治体でも同様の考えから最高規範性を規定しているものでございます。

本条例は憲法を頂点とする法令の中で、地方自治法との整合も図りながら検討を進めてきたものであり、現行法体系の枠組みから逸脱するものではございません。

10番目の「整合性を図るための年次計画等」についてであります。

条例可決後は、すぐに施行せず、本条例の趣旨を踏まえ、既存条例等の見直しや新たな制度設計を約半年かけて準備していく予定であります。それ以降は、新規条例等の制定の際に本条例の趣旨との整合性を審査・確認していくことにより、実効性を確保してまいります。

最後になりますが、地方分権一括法による改正をはじめとする地方分権、地方主権改革の進展により地方公共団体の条例制定権が強化され、計画立案や予算編成と並び、地方自治体の政策やその実現のための手段としての条例制定権を積極的に活用しようという、いわゆる「政策法務」がクローズアップされてきております。これまでの「法制執務」は、とかく条例・規則等の立案に対しての技術的処理、法規の解釈、争訟事務などが中心であり、地方公共団体の政策を形成し実現するための手段として、自主的かつ積極的な自治立法の定立及び法令の自主解釈といった政策との結びつきが弱いものであり

ました。しかし今日においては、「政策法務」の領域が地方行政における政策形成において、実体的にも手続的にも極めて重要となっており、本市でもこれを具現化する第一歩として「自治基本条例」の制定を目指したものであります。これまで策定委員会、100人委員会、パブリックコメント等を通じて市民の意見は十分に反映させてまいりました。策定に携わった多くの市民の思いを受け止め、先の臨時議会終了後に議長・副議長よりあった申し出のとおり、すべての市民が幸せを実感できるまちづくりに向けた条例となるよう、今後は議会と協議し、情報を共有しながら他自治体に誇れる条例となるよう制定を目指してまいりたいと思っておりますので、宜しくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（千田正英） 次に、鎌田教育部長。

○教育部長（鎌田雅樹） 8番伊藤栄悦議員の一般質問の二つ目「学校給食の「地産地消」の推進並びに放射線内部被爆の防止対策」についてお答え致します。

日常生活の食事について正しい理解と望ましい食習慣を養い、栄養の改善や健康の増進を図り、食材の生産や消費について正しく理解をすることを目的として学校給食が行われております。

ご質問の1点目ではありますが、県教育委員会で公表している潟上市の学校給食における平成22年度の地場産使用率は18.1%となっておりますが、これはジャガイモ、ニンジン、ほうれん草、玉ねぎ等の野菜15品目に限ったの数値であり、議員ご指摘の「最下位」とはこの数字によるものだとご推察致します。

学校給食における使用食材については、野菜、果物、肉類、魚類、大豆製品、穀類、乳類の41品目について毎年調査をしております。この41品目についての潟上市の地場産使用率は、平成22年度において75.6%と前年度と比較し0.2ポイントアップしております。決して低いものとは認識しておりません。

15品目に限ったの地場産使用率が低い理由と致しましては、潟上市内において学校給食に使用できる野菜の生産量が少ないことや、学校給食に納入可能な生産農家や産直グループがないことによるものと思われれます。

ご質問の2点目ではありますが、今年度4月より毎月一回、市内全小・中学校を対象に市内産・県内産物資を中心とした「潟上市統一献立」を実施したり、また、羽城地区の小・中学校を対象にJAあきた湖東農業組合との取引が可能となり、教育委員会が窓口

となり、湖東地区産物資の情報提供や注文の取りまとめを行っております。

今後は、関係機関との連携のもと、学校給食への物資を提供してくれる農家を募集し、その活用に向けての具体化を図ったり、市内加工会社へ潟上産の野菜での加工を依頼するなどの取り組みについて検討してまいりたいと思います。

食菜館くららとの連携についてであります。くらら出荷組合では、学校給食への食材提供を将来的な目標として掲げておりますので、今後、関係機関と協議・検討を重ねてまいりたいと思います。

ご質問の3点目ですが、原子力発電所事故以来、学校給食の食材についての関心が高くなっております。空気中に含まれる放射線量はゼロではないにせよ、体内に取り込まれる放射線は限りなく少なくなるように努めなければなりません。

現在、国や県で示している基準値は、暫定基準値で野菜類や穀類、肉や卵、魚については1キログラム当たり500ベクレル、牛乳や乳製品については200ベクレルとなっておりますが、厚生労働省では4月1日からこの暫定基準値を4分の1から20分の1へ大幅に引き下げ、飲料水10ベクレル、乳幼児食品・牛乳・乳製品50ベクレル、一般食品100ベクレルとすることとしております。

ご質問の4点目と5点目ですが、教育委員会では、これまで市場に流通している食材については基準値をクリアしたものであり、安全であると判断しております。震災後、特に産地を変えるなどの措置は風評被害につながる恐れがあることから取っておりません。

最後にご質問の6点目ですが、検査機器は議員ご指摘のとおり1機当たり数百万円もすること、さらにその基準値がこれまで以上に厳しくなり、市場に流通している食材の安全・安心が図られたこと等から独自の購入については考えておりません。

なお、県教育委員会では、学校給食の食材に不安を感じている児童生徒の保護者に対して今年3月から、食材の安全性を把握するために給食の食材の検査を行うことになりました。潟上市でも秋田県総合教育センターに給食食材を搬入し、検査を依頼したいと考えております。

今後とも、地場産物の使用率向上を図るため、納入業者や関係機関の協力を得ながら積極的に体制づくりを図ってまいりたいと考えております。また、食の安全を図るため、県教育委員会や関係機関、食材納入業者と連携・協力し合いながら進めてまいりたいと考えております。

宜しくご理解をお願い致します。

○議長（千田正英） 8番、再質問ありますか。8番伊藤栄悦議員。

○8番（伊藤栄悦） 再質問致します。

自治基本条例の素案についてでありますけれども、先ほど部長待遇の方からお話がありました。相当私とは落差があります。それで、それぞれの項目についてといってももう19分しかありませんので、若干のところ終わりまでまいりますので宜しくお願いします。

それで、まずはじめに、私が市民参画によるまちづくりのそのルール、条例のプロセスになぜこだわっているのかといいますと、市民参画のこのあり方によって条例そのものに魂を吹き込むか、あるいは形骸化したものになるか、これが鍵を握っているわけなんです。ですから、私はこの条例制定のプロセスそのものがこの条例の本当に効果というんですか、そういうふうなものとかかわってくると。そういう意味で相当執着した考え方を持ってたわけです。

そこで、これは先ほども部長さんの方から話ありましたけれども、この4番、今なぜ自治基本条例策定なのか、条例制定の柱は何か、その根拠は何かということでもありますけれども、これについては私は国の憲法とかそれに基づく地方自治法という、これによるのはね、一律のルールによる統治であると、こういうふうに考えておりますので、それぞれ2,000もある自治体がね、本当に特色ある自治を実現することは、これでは不可能で、やはり2000年の4月に地方分権一括法の成立以降に市民自治によるまちづくりとそのルールである自治基本条例が策定されるのは、これは当然であると。そして、今回本市での自治基本条例の制定は、正に私は時宜を得ていたものだと、こういうふうに思っております。

そこで一番重要なのは、誰がどのようにして条例を作るかということでもあります。いわゆる参加ということなんですけれども、これは市民自治の基本ルールを作るのは市民であります。その後には議会や行政がプロとして修正したり微調整をするというのが本来のあり方だと考えます。自治基本条例は、これは市民が参加してその運営をするということを最初からこれは予定しているような条例案であります。したがって、市民参加による条例策定のプロセスが本当に重要なものとなります。市民参画によるこの条例策定のプロセスにはいろいろあります。パターンとしては五つぐらいあるそうですが、この市民参画によるプロセスには、まず策定する条例の趣旨からして市民による会議の自治

という、市民による会議の自治です、という手法を用いて条例制定に取り組んでいる自治体もございます。これは鹿島市というところでありますけれども、その事例では、市民委員会の委員全員が公募委員で、その有志メンバーが事務局を担って協議しながら自分たちで運営をしております。また、市では各課から公募により選ばれた行政の若手職員が支援委員会を設けております。条例の制定担当部長が毎回参加して委員たちと検討の輪に加わっております。また、特別なところでは、委員会には市議会、議会基本条例調査特別委員会から3名の議員が参加しており、文字どおり市民参画と協働によるまちづくりのルールづくりをしております。

私は、本市においては自治会長ではなく公募による100人委員会、その有志メンバーが事務局を担い協議し、自分たちで運営すると。市各課からは若い職員を募集して支援委員会を作って、さらに鹿島市のように議会改革委員会から議員を送り込んで協議に加わることによって、文字どおり市民自治に基づく協働のまちづくりのルールづくりの素案ができ、3月議会に提案できたのではなかったかと思っております。

本市においてもですね、時間があれば答弁いただきますけれども、本市においても資料の6の1というのがありまして、私たちにも説明をいただきました。条例制定の基本的な考え方、策定の体制を述べられておりますけれども、策定体制の具体の役割やプロセスはどのようになっていたかということが大変興味があります。もし時間がありましたらお答えいただきたいと思っております。

それで、時間ももう13分ということですが、この理念というところですが、これは私が調べたところでは、参考にしたのは北海道ニセコ町、札幌市、新潟市、流山市、綾瀬市、秋田県のかほ市などでありますけれども、すべて理念条項が入っておりました。5でも申し上げておりますけれども、(5)でも申し上げておりますけれども、やはりこれも大分重要なポイントであります。やはり理念に向かって現状と、それから理念と乖離したところを課題としてそれを確保していくと、こういうことが重要だと思います。

それから、総則のところですがけれども、これはここでは残り時間がないので述べられませんけれども、私の思いは何かということでありますけれども、これは地方自治の本旨に基づく住民自治、この担い手である主権者の行政情報への知る権利というのがありますが、あるいは行政の説明責任という文言がほとんどなかったのであります。そういう中で、主権者市民の信託を受けて成立した権力機関との対等原則というのは、市民自

治におけるまちづくりにおいて市民参画のあり方が希薄ではないかと、こういう主張を持ったので、ここで改めて伺ったところでもあります。しかしながら、ほかの方のところにはこういう条項、条項というか対等というところはある限りありませんでした。私が見たところではありませんでした。それから、にかほ市ではこれはありません。しかしながら、逐条説明のところでは回答というのがありました。そういう意味で、そのあたりも少し行き過ぎた私の考え方かどうかわかりませんが、そこあたりもやはり気になりましたので述べました。

それから、12条、13条の方については、これは後で出てくると思いますので、これはここでは述べることを致しません。

それから、8番の28章の25条の住民投票の条例化ということでもありますけれども、これは学者の説もいろいろあります。ですから、大変これ難しい中身なんです。条例の実効性とか効率性とかこれを確保するために最高規範性というものをういておりますけれども、なかなか難しいと。これが実態ではないかと私は思います。ただ、私が調べたところでは、宣言型というのがあります。この宣言型が実は100の自治体の中で46自治体ありました、宣言型というのはね。それから、したがって、こういう難しい憲法解釈もありますので、規定なしってというのが26ありました。ですから、これはなかなか難しいということでございます。ただ、この条項に関して見ますと、相当効率性とか、あるいは最高規範性とかそういうふうなことには疑問があります、実際に見てみますと。それは学者の説にもよると思いますので、今後の検討課題ということで私は述べておきます。

ただ、これね、言ってみれば74条、地方自治法74条、それから112条、148条ですか、9条ですか、これを想定しているわけで、あの中では。だからこれを想定したときに、もう既に行政も、それから議会も市民にもちゃんとこういうのがもう当てはまっております。だから今さらこれをどうしてこれを制定するかということには一つの実効性という意味では疑問の点があるというふうな説もあります。

いずれにしても、この今、第25条のところの問題というのは、私はこのアドバイザーもいたわけですから多分相当の議論があって、そしてその議論の中でそれを踏まえた上でこれを制定したんだろうと思いますので、その議論がどこにあったのかということをお伺いしたかったということでございます。

そういうことでもありますし、自治基本条例の最高規範性については、これもまた難しい問題です。先ほど部長待遇の幸村さんからもお話ありました。これはとっても難しい

問題ですけれども、日本の法体系では、これは先ほど言ったように94条、これは法律の範囲内ということではありますが、これについては、これは最高規範性を認めた、いわば自治体の憲法を認めた判例はございません。自治体条例について厳格な正式な提言についても、これは学者の意見が分かれているという状態であります。そういうふうな実態を踏まえると、一体どういうふうな結論を導いたらいいかということなんですけれども、これは結局、私は、私はというよりも、これも学者が言っていることなんです、これは自治基本条例制定の意義に関しては当該自治体内の個別の条例について優劣関係を定めたもの、条例をまとめるものという視点でとらえているという学者もおりました。そういうふうにとらえれば、最高規範性というものもこれはそれなりの理解ができるというふうに思います。

それから、あと、この私としてはね、94条が存在しているのにもかかわらず自治基本条例へ最高規範性を付与するということは一体何を意味するのかと。それをどういうふうに解釈したらいいかというふうなことでありましたが、今、先ほど話したようにそういうふうに解釈すればそれなりの解釈もできるんじゃないかと。いわゆる私たちが決めたもの、そして私たちが決めたルールに従って私たちがそれを遵守していくということ、そこの中の条例であると。それに最高規範性を付与することはいいのではないかと。住民の声がね、今あってそういうふうなことになっているんじゃないかと、こういうふうに思います。

そこで最後になりますけれども、自治基本条例は3月議会の提案となっておりますけれども、これが3月議会に提案されていないということで、この後のスケジュールがどういうふうになるのかということは先ほど部長さんの方からこれからということいろいろ出てくると思いますが、そこあたりのところも、もし時間があれば先ほど言ったところのプロセスの問題をお願いしたいと思います。

次に、地産地消のこのことと放射線内部被爆という、これはなかなか今の段階でかなり動いておりますし、それから、これに対してどう対応するかということもやはりこれからの課題であろうと思います。

○議長（千田正英） 答弁を含めて1時間となっておりますので、時間の配分を。

○8番（伊藤栄悦） 答弁はなければいいです。ありますか。

そうすれば、まずここで。

○議長（千田正英） 意見というよりも。

○ 8 番（伊藤栄悦） 終わります。第 1 回めを終わりますので。

○ 議長（千田正英） 石川市長。

○ 市長（石川光男） 最後の、この後の日程でございます、プロセスが、この間、部長待遇も答弁で申し上げましたが、3 月定例議会に上程しようと思っておりましたけれども、正副議長をして、新しい議員の委員長 3 人方がお見えになりまして、第 5 章だけ議論するという予定を最高規範であるから全章を審議したいということを受けまして、じゃあ逐条解説ができた時点で改めてまた議会にお願いしますということになっています。この後、6 月定例議会あたりにもかけたいと。

それと、今 8 番さんからいろいろご高説がありました。策定委員会あるいは 100 人委員会というのは、この潟上市の自治基本条例の特徴は、策定委員会のみならず 100 人委員会に一人でも多く参加してもらおうと、この存在感というものは少し理解してほしいということと、この後、議会にもご提案しますので、その節、8 番さんのご高説も含めて他に誇れるような自治基本条例にしてほしいと思います。

○ 議長（千田正英） 再々質問ありますか。

○ 8 番（伊藤栄悦） 議長、再々質問というより、先ほどプロセス、いわゆる。

○ 議長（千田正英） 選定委員会の。

○ 8 番（伊藤栄悦） ええ。我々にいただいた策定のその体制っていうんですか、これがどういうふうな形、例えば 9 人委員会というのは庁内にありますよね。その 9 人委員会とか、あるいはその 100 人委員会とか、あるいは自治基本条例の策定の委員会とかそういうふうなものがどのような形で物事が行われていたかと、こういうことであります。もしかしたら、この 9 人の庁内検討委員会で原案を作ったかというようなことも考えて、それが 100 人委員会とか 12 人の委員会に出されていたのかどうかというようなそういうプロセスについて伺いたいと思います。時間の限りで結構です。

○ 議長（千田正英） 幸村部長待遇。時間の延長はできません。

○ 企画政策課長（部長待遇）（幸村公明） 8 番伊藤議員にお答え致します。

策定の体制としては、前回 2 月 8 日にお配りした資料 6 の中にありますようにまず五つの項目がございます。それで、その順番的にはこの順番のとおりの作業スケジュールといえますか、検討内容を実施しておりまして、その 4 番と 5 番、5 番のアドバイザーの秋田大学教育学部長の池村教授には最初から最後まで全部お付き合いしていただいて、ご指導していただいたものであります。

それで条例の中身については、それぞれ策定委員会から出された方向性、指針をもとに先生からもご指導いただき、庁内検討委員会でも潟上市に合ったものということで検討して、その結果を取りまとめたのが今の現段階で、この段階が出してよいか悪いかの判断を100人委員会並びに自治基本条例策定委員12人の方からも判断いただいて最終的な素案となったものであります。

以上です。

○8番（伊藤栄悦） 丁寧な本当にご答弁をいただきまして、本当にありがとうございます。この後もまた自治基本条例そのものはこの策定というか、いろいろなされていくと思いますので、宜しく何とかお願いしたいと思います。

○議長（千田正英） これをもって8番伊藤栄悦議員の質問を終わります。

暫時休憩します。再開は2時40分から再開致します。

午後 2時30分 休憩

.....
午後 2時40分 再開

○議長（千田正英） 休憩以前に引き続き会議を再開します。

14番藤原典男議員の発言を許します。14番藤原典男議員。

○14番（藤原典男） 日本共産党の藤原典男でございます。

3月議会を準備されました市長はじめ職員の皆様、本当に御苦労さまでございます。そしてまた、傍聴に駆けつけた市民の皆さん、本当に御苦労さまでございます。

雪が解け、春らしくなってきました。今冬の豪雪に当たり除雪の陣頭指揮をとられました市長及び関係職員の皆様、そして除雪業者の皆様、本当に御苦労さまでございました。市民にかわりまして感謝申し上げます。事故もなく乗り切ったこと、ほっとしております。

私は市民生活にかかわることについて4点にわたって質問致しますので、宜しくお願い致します。

第1番目は、子供の医療費助成制度の拡大について伺います。

子供の医療費への助成制度は、今、全国の自治体で取り上げられ、小学校までは完全無料化、中学校までも無料化する自治体が増えてきました。本県においても、合併時からにかほ市が、通院は小学校卒業まで、入院は中学校卒業まで所得制限なしで取り組まれてきました。これが合併の条件のようでした。今では横手市が通院は県の基準と同じ

ですが、入院は中学卒業まで、大仙市が小学校卒業まで通院・入院とも自己負担なしです。北秋田市が通院は県の基準ですが、入院は中学校卒業までとなっております。

子供の医療費に対する助成は、子供を育てる若いお父さん、お母さんにとっては経済的にも大変ありがたい制度であります。子育て世代応援の確かな政策であり、充実が求められる分野であると思います。

既にご承知のように、秋田県は定例議会2月議会に提出する2012年度一般会計当初予算案に県負担金分として約7億5,000万円を計上することが新聞報道されました。県と市町村が助成費用を折半するわけですが、今まで未就学児を対象としていた医療費助成制度を小学6年生にまで拡大し、あわせて所得制限も拡大するというものです。子育て家庭の負担を軽減し、少子化対策につなげたいというものです。今まで独自に助成を行ってきた自治体にとっては県からの財政的援助が増えるものですから、さらに充実することはもちろんのこと、まだ取り組んでこなかった自治体にとっても子供医療費の助成制度を大幅に拡大できるチャンスが生まれました。秋田県のこの動きに呼応し、小坂町では平成24年度の予算内示で、町の負担が軽減される分もあるので今までの制度に上乗せして中学校卒業まで完全無料化すると当局が説明したようです。

本市においても、今まで県の所得基準の対象外となった場合でも2歳までは通院・入院を、また3歳から未就学児については入院も独自に助成してきました。今回の県の制度改正により市長の施政方針では、所得制限を設けず、小学校6年生までを全員対象に通院・入院についても平等に扱う方針であることが述べられております。子育て家庭への前向きな姿勢として評価致しますが、もう一踏ん張り、医療費無料化の制度を中学校卒業まで拡大できないものかと提案致します。全県的にも県の制度に上乗せする自治体が増えてくるものと思われませんが、本市は年間で中学生の通院・入院された方はどのくらいいるのか、また、総額は推定でどのくらいなのかもお尋ねしたいと思います。クラブ活動とかで軽症のけがぐらいはするとは思いますが、入院もあわせて総額でも大きな額にはならないと思います。中学校卒業までの医療費の無料化と自己負担分の解消も必要と思われるので、これに対する御所見を伺いたいと思います。

二つ目の質問に入ります。要介護認定による税金の障害者控除の申請について伺います。

高齢になり介護保険制度を利用して介護サービスを受けることは、家族の負担を軽減し、そしてサービスを利用する方にとっても新しく友人ができ語り合う場が増え、介護

予防や介助を受けるだけでなく、その後の人生の生きがいにも通ずる大事な事柄だと思います。介護保険での介護度の認定は、要支援が1、2、要介護が1から5まで、その方が自力でどのくらい動けるのか、どの程度の支援・介護が必要なのかを総合的に判定して介護度が判定されますが、要介護になっている方の状態からは税金控除の対象となる障害者控除対象者となる方もたくさんいると思われます。障害者手帳を持たなくとも税金の障害者控除ができる仕組みを介護をする家族の方は待ち望んでいたはずですが、高齢になり歩くのも大変で、障害者手帳を持ってはいないが障害者と同等ではないのかと思う家族にとって、「広報かたがみ」1月号で介護認定を受けている方の障害者控除について掲載されておりました。これは朗報だと思いますが、もう少し詳しく適用範囲や税金控除、還付などわからない点について質問致します。

広報によれば、障害者手帳を持っていなくとも介護保険の要介護認定を受けている65歳以上の方で、肢体不自由や認知症などにより障害者に準ずると認められる場合には障害者控除対象者認定証を交付しますとありました。交付には申請が必要です。所得税・住民税の申告をする際にこの証明書を提示すると障害者控除を受けることができます、ということで控除額が掲載されておりました。申請方法も掲載されておりました。

そこで質問ですが、一つ目、要介護度は1から5までありますが、どの程度の要介護度から税金控除の適用になるのか。家族にとって切実な思いもあると思いますが、適用範囲はどのようになっているのか伺いたいと思います。

二つ目は、潟上市障害者控除対象認定書交付に関する要綱は平成23年11月15日付で告示されており、平成23年12月1日から施行するとあります。第4条では、認定の基準として申告対象となるのは12月31日とする。ただし認定者がその当時既に死亡しているときは当該死亡の日とする とあります。これは、税金の申告をする場合、家族が死亡していてもさかのぼって控除の対象とすることを認めているわけですので、平成23年の12月1日の施行開始の時期はこだわらなくともよいということになると思いますが、これへの見解について伺います。

これは税金の還付にもかかわることです。税金の還付請求は5年前にさかのぼり必要な書類を添付すればできますが、該当する要介護者が障害者手帳を持ってはいないが同じような状態が数年間継続されている場合には還付の対象となるのか伺います。できるとすれば、3番目、還付請求は税務署ですが、その際、税務課は相談に応じてくれるのかどうか伺いたいと思います。

三つ目の質問に入ります。本市における定住・移住支援策について伺います。

少子高齢化が少しずつ進み、どこの市町村でも人口減に歯止めをかけ、人口増を図るために少子化対策に力を入れたり、様々な福祉対策を考え実施されております。

潟上市でも、他市町村の若者が潟上市にはこんな魅力がある、だから潟上市に移住し永住したいという施策が必要だと思えます。この定住・移住支援についての市の考え方や今後の対応策について伺いたいと思えます。

県内の市町村では様々でユニークな取り組みをしております。小坂町では、新築住宅の固定資産税を5年間免除しております。鹿角市では、市の宅地データーバンクに登録されている物件を購入もしくは借用し改修した場合には最大で50万円の助成など、仙北市と羽後町では、住宅・家屋を取得した場合には最大3年間の固定資産税額の交付、定住奨励金は羽後町に1年以上定住すると単身で20万円、家族で30万円、中学生以下の子供一人5万円の交付とか、また、八峰町や三種町、男鹿市、にかほ市などでもいろいろな制度を作っております。定住奨励金としての交付が主ですが、第2子以降に出産した場合に赤ちゃん誕生祝い金として20万円、第3子は30万円など、永住を目的に転入した場合は市の温泉施設を1年間無料で利用できるパスポートを発行している県内の自治体もあります。

秋田県では各市町村で定住・移住をする方々へ様々な支援をしておりますが、各市町村のそれぞれの取り組みによってそれぞれの施策は任されている状態です。本市での定住・移住支援策について当局はどのように考えてるのか、総合的な施策で魅力ある潟上市をつくり、そのことにより定住・移住支援策とするのか、それとも固定資産税の数年間の減免など独自の支援策が必要だとお考えなのか、今後の取り組みも含めてお伺い致したいと思えます。

四つ目の質問に入ります。高齢者への肺炎球菌予防ワクチンの助成について伺います。

肺炎は、がん、心臓病、脳卒中に次ぐ日本人の死亡原因の第4位となっており、年間8万人がこの病気で亡くなっております。特に抵抗力の弱い高齢者や慢性の病気を持っている方などはかかりやすく治りにくい病気で、瞬く間に死に至る場合が多い病気の一つで、予防や早目の治療が必要な病気です。肺炎は主にウイルスなどの病気を起こす微生物が肺の中に入り感染し、肺が炎症を起こします。病原微生物の多くは空気と一緒に体の中に入りますが、普通健康な方であれば人間の体に備わっている様々な防御機能が働いてこれを排除しますが、体力や抵抗力が落ちていて病原微生物の感染力の方が

上回ると肺炎になります。肺炎には細菌性肺炎や否定型肺炎、ウイルス性肺炎などいろいろな肺炎がありますが、高齢者の市中肺炎、これは日常的に生活をしている方での中で最も多い起炎球菌に有効なワクチンが肺炎球菌ワクチンです。70歳未満の方の市中肺炎の起炎菌はマイコプラズマという病原菌が圧倒的に多いわけですが、70歳以上になると肺炎球菌が一番多くなります。現在、マスコミの報道もあり、2000年頃には医師ですらその存在がわからない状態でしたが、新聞やテレビで報道されるに従い、肺炎球菌ワクチンを希望する高齢者の方が急増したと言われております。それだけ高齢者の肺炎球菌性肺炎は恐ろしいということだと思います。

65歳以上の方は一回受けると2回めは原則しないようです。ワクチンは保険がききません。2003年10月当時、全国ではこのワクチンに対する自治体の助成制度はわずか18市町村だけでありましたが、その中に秋田県の鷹巣町が入っていたことは驚きです。今、全国的には320の自治体が助成の実施を行っております。秋田県では、小坂町、北秋田市、上小阿仁村が2,000円から3,000円、4,000円の補助をしているところもあります。一回接種すると5年以上は効き目があると言われております。接種料金は病院によって異なりますが、平均で7,000円から9,000円のようにです。年金の少ない方には高い料金だと思います。

市民で、敬老祝いにおじいさん、おばあさんに接種券をプレゼントしたらどうかという声も聞かれます。本市では子供さんに対するワクチンが実施されるようになりました。高齢者の皆さんにも、希望すれば接種費用の一部を助成してもいいのではと思います。アメリカの疾病対策センターの勧告によれば、肺炎球菌ワクチンに対し奨励度はランクAであります。特に65歳以上のすべての人を対象にしていることは重要です。インフルエンザと肺炎の両ワクチン接種で、入院を63%、死亡を81%減らしたという海外報告もあります。当局の今後の予防ワクチンに対する取り組み・考え方について伺いたいと思います。

どうか宜しく申し上げます。

○議長（千田正英） 当局より答弁を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 14番藤原典男議員の一般質問の三つ目の「本市における定住・移住支援策」について答弁を致します。

潟上市の人口については、22年10月に実施された「国勢調査」の結果に見られるとおり、この5年間で約1,300人の人口減がありました。この背景には、自然減はさること

ながら、地域を取り巻く環境の厳しさが出た結果でもあると思っております。

人口の減少や少子高齢化は、後継者や担い手不足の問題、福祉分野や財政運営などあらゆる分野へ影響を及ぼすため、県内はじめ全国の各自治体で様々な定住対策が進められているところであります。

定住につきましては、幅広い産業で需要を拡大させ、地域産業を活性化し、雇用を創出していくことが最大の対策と認識しております。本市でも農商工連携を図りながら、それぞれの経営資源を有効活用した「元気印企業」の育成を、関係機関と連携しながら推進するとともに、奨励・優遇措置などの支援策を活用した昭和工業団地などへの企業誘致を推進しております。また、企業や団体・個人に対し県や国の支援制度などの情報提供を行うなど、民間が起業しやすい条件整備にも努めているところであります。

一方、雇用の場は決して行政のみの取り組みで創出できるものではなく、あらゆる産業に従事する方々の自助努力も含め、地域が一体となった取り組みが必要と認識しております。

また、これからの時代は子育てや健康、生きがいなどを大切にするなど、人々の価値観がさらに多様化してくると予想されます。そのため、心豊かにゆとりのある生活ができる住みよい環境の整備や子育て、健康づくりへの支援を積極的に行うことが重要と考えており、他自治体のような税の減免等の支援策ではなく、総合的施策の展開による潟上市の定住・移住対策を行ってまいりたいと思っております。

特に本市では、安心して子どもを生み育てることができるよう「幼保一体化施設の整備」や「子宮頸がん予防接種事業」、「不妊治療助成事業」、「不育症治療助成事業」、さらに24年度では妊婦歯科健診事業の対象を夫にも拡充するなど県内でも先駆的な取り組みを行っており、今後もこういった子育て環境の充実をはじめ幅広い観点から息の長い継続的な取り組みが必要と考えております。

なお、秋田県でも様々な定住対策を行っておりますが、その中でも「あきたに住もう！秋田暮らしはじめの一步」という定住関連情報のほか、掲示板での交流や情報交換ができる県内25市町村が参加するサイトを開設しております。本市でも市営住宅や学校の情報を発信しており、豊かな自然と都市基盤が調和している快適な住環境が魅力となって実際に定住へつながった例もあることから、今後も適宜情報を更新しながら情報発信に努めてまいります。

なお、14番さんからは各市町の実例も紹介ありました。これらを参考にしながら、先

ほど申し上げた以外の定住政策がないか考えてみたいと思っております。

以上です。

○議長（千田正英） 根市民生活部長。

○市民生活部長（根 一） 14番藤原典男議員の一般質問の一つ目「子供の医療費助成制度の拡大について」お答え致します。

県で発表されたとおり、これまで未就学児を対象にしていた医療費助成を、平成24年度からさらに小学6年生まで拡大することになりました。これによる市の負担は約2,000万円の増と見込んでおります。また、市と致しましても、施政方針で述べましたとおり、県の所得基準により該当とならない方々に対し、これまで2歳までの通院・入院及び未就学までの入院について市独自で助成しておりました範囲を、このたびの小学6年生までの拡大に合わせて、所得制限により小学6年生までの該当とならない方々にも市単独で同様に助成する方針であります。市単独拡大分により約100人が該当し、市の負担は約300万円増となり、総額で約2,300万円の増を見込んでおります。

県では、この制度拡大を少子化対策の重要施策ととらえ、当初、中学生までの拡大も視野に入れておりましたが、県内市町村からは財政負担が厳しいとの意見が多数寄せられたことを受け、今回は小学6年生までの拡大となったものであります。

藤原議員の質問は、小学生までの拡大を、さらに中学生まで市が独自に拡大してはどうかとのことでありますが、潟上市の医療費助成制度の対象となる中学生は約810人ほどおります。県の所得基準内による小学6年生までの医療費に対しては県の補助が50%あるのに対し、中学生分は全額、市の負担となります。

本市の中学生の1年間の通院・入院された人数と金額についてのご質問でございますが、福祉医療制度の18歳までのひとり親家庭児童の区分における23年度給付見込みから積算し推計した数字でお答え致します。

中学生の年間受診件数及び助成費用は、通院は約7,700件で約1,800万円、入院は36件で約200万円となり、中学生分として約2,000万円が見込まれます。

また、住民税課税世帯の上限1,000円とした2分の1負担を無料にしてはどうかというご質問でございますが、これは重複・多受診を、多くの受診を抑制する意味からも必要と考えております。

以上のことから、市の財政事情と致しましても厳しい状況下での小学生拡大の決定であります。子育て支援、少子化対策等の施策と致しましても非常に重要なことであると

思いますので、今後の社会情勢、国の医療に係る社会保障改革等を注視しながら検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（千田正英） 鈴木福祉保健部長。

○福祉保健部長（鈴木 司） 14番藤原典男議員の一般質問の二つ目「要介護認定による税金の障害者控除の申請について」お答えします。

①の、どの程度の要介護度から税金控除の適用になるかについては、潟上市障害者控除対象者認定書交付に関する要綱第4条（認定の基準）で、認定対象者に係る要介護認定の審査書類により障害状況を確認することになっております。認定基準は、主治医意見書の認知症高齢者・障害高齢者の日常生活自立度により認定書が交付されます。要支援・要介護度の区分は設けておりません。

二つ目の要綱第4条2項の「当該既に死亡している場合は、当該死亡の日とする。」の解釈については、この要綱は平成23年中の所得申告について適用されるものなので、23年中の死亡者について適用されます。

また、後段でご質問の5年前までさかのぼっての還付請求に添付する22年以前の認定書の交付については、適用しないこととなります。

以上です。

すみません、もう一つあります。

高齢者への肺炎球菌予防ワクチンの助成についてであります。

平成22年の全国死亡統計でも、がん、心疾患、脳血管疾患に続き、第4位が肺炎と、10年来のこの順位が変わっておりません。年代別で見ると、肺炎が死亡原因の上位に占めるのは65歳以上からで、80歳以上では3位、90歳以上になると2位となり、高齢になるほど肺炎での死亡が上位を占めてきております。

高齢者の肺炎の特徴は、発熱や咳などの典型的な症状が出にくいこと、もともとの基礎疾患が影響して肺炎になったとき重症化しやすいこと、治療薬の副作用が生じやすいこと、食べ物がむせやすくなって口腔内に定着した肺炎球菌などが気道に吸入され、結果、肺炎を起こしやすくなります。

肺炎の予防法としては、手洗い、うがい、マスクの着用、ビタミンB12や葉酸などの栄養素も十分摂取する。禁煙し、糖尿病や高血圧疾患などの基礎疾患をきちんと治療して病気のコントロールができていること。口の中の清潔を保つなどが一般的な予防法と

ともに、ワクチン接種が有効とされています。

ワクチンでは、定期予防接種のインフルエンザワクチンと任意予防接種の肺炎球菌ワクチンが推奨されています。市では現在、65歳以上の方へ定期インフルエンザ予防接種を、非課税世帯は全額助成、一般高齢者へは1,000円を助成しております。肺炎球菌ワクチンについては国・県の補助を受けて小児への助成を行っていますが、高齢者へは行っておりません。

高齢者の肺炎予防対策として、今後も定期インフルエンザ予防接種とともに一般的な予防法、口腔内の清潔について、介護予防の面からも非常に重要でありますことから周知啓蒙を図ってまいります。

肺炎球菌ワクチン助成については、任意の予防接種であります。国や県の動向を見据えながら検討してまいります。

以上です。

○議長（千田正英） 14番、再質問ありませんか。14番藤原典男議員。

○14番（藤原典男） まず順番ちょっと異なりますけれども、定住・移住策について、潟上市に住んでよかった、住みたいと思える施策というふうなことで、雇用の問題や子育ての問題、産業の問題とかいろいろ総合的な政策で魅力ある定住政策をやっていきたいというふうな答弁だったと思います。私もやはりその総合的な政策でもってね、こういうふうな定住・移住策をやっていくのがやはりベストじゃないかなというふうなことで、その中身についても伺いましたので、これについては私は承知しました。

それから、1番についてなんですけれども、子供の医療費の問題について伺いたいと思います。

このたび小学校の卒業まで所得制限なしで本市がやるというふうなことなんですけれども、これについては平等に扱うということですのでい前進だと思えますけれども、県は去年、市町村長に中学校卒業まで医療費を拡大した場合どうですかというふうなアンケートを行いました。これは恐らく石川市長は賛成されたと思いますが、このことについては今の条件と違うし、問いませんけれども、いずれ知事は少子化対策事業の中で、これは県の重点課題だと言っていますね。若い男女が知り合い、そして結婚、出産し、そして子育て支援のための医療費助成とか、これ県の重点政策だというふうなことを述べておりますけれども、本市においても市長さんはこのような、それは認識は持っていると思えますけれども、これについてどうなのかというふうなこと、そこら辺について

伺いたいと思います。

先ほど数字等述べられました。働く若いお父さん、お母さんにとっては子育ての上で子供さんが入院したというのは心配なんですけれども、それ以上に医療費がどうなるかということも非常に心配だと思います。それで通院については、予想以上に7,700件ということで1,800万円かかるというふうなことが予想されたというふうなことです。しかし、入院については36件で200万円ぐらいだと。合わせて2,000万円ですが、入院については200万円ぐらいだというふうなことで、これ私思うにやると思えばね、入院部分については可能性はあるんじゃないかなというふうに思います。それで、8月のこの実施予定なんですけれども、6月の補正とか9月の補正、そしてまたこの1年間の推移を見ながら、県内の様子も見ながら、私はこの入院までだけなら可能性のある部分だと思いますので、これについて伺いたいと思います。

福祉医療制度利用の一般、ひとり親家庭での算出が810人の中学生のうち36人というふうなことになっておりますが、これは生活の条件も違いますので、一般の中学生はもっと少ないんじゃないかなというふうに思いますけれども、これについては改めて問いませんが、いずれ中学校の入院ぐらいまでは、この200万円というふうな、入院だけなら200万円、さらに上積みというふうなことなので、これについては可能な額だと私は思いますので、これについての見解、それから少子化、知事がおっしゃっているような少子化対策、重点政策だと。恐らく市長さんも思っておりますと思うんですが、これについても見解を伺いたいと思います。

それから、要介護認定についてなんですけれども、申請書を出すということなんです。全国的な例を見ますと要介護度2、3であれば、まずほぼ、それから2であってもそのいろんな状態に応じて障害者の借入れ程度の控除をつけるというふうなところが今何か全体的な流れというふうに思っております。それで答弁の中では、要介護度、要支援にかかわらず判定するというふうなことです。これは時によっては要介護1でも要支援でもというふうなことがもう可能なのか、可能だというふうな今答弁でしたけれども、これでよろしいのでしょうかというふうなことです。

それから、この要綱の施行日が12月1日になっていきますので、23年度の申告の際に使えるというふうなことです。長年同じような状態があれば市の方でこういうふうな状態だよというふうなことで認定書をさかのぼって出せば、税務署の方に還付請求ができると思うんですけれども、これについては施行日が12月1日ですからなかなかさかの

ぼってというふうなことはできないと思いますので、これ以降、23年の12月1日以降、来年、再来年の分については、去年の分忘れたというふうな場合にはさかのぼってやれると思うので、その際には税務課があらかじめ相談に乗ってくれるのかどうか。また、1年前、2年前についても、というのは23年の12月以降ね、これから2年、3年過ぎた後の振り返っての2年、3年目の認定についてもちゃんと証明書を書いてくれる、還付できるような証明書を書いていただけるのか、そのことについても伺いたいと思います。

それから、肺炎球菌のことなんですけれども、全国では320自治体が今補助をしております、秋田県ではお話ししましたが小坂町、北秋田市、それから上小阿仁村が大体3,000円から4,000円ぐらいの補助を、秋田県では三つしかやっていませんけれども補助しております。今、ここには全国的な320の自治体がどのような補助をやっているのかという資料ありますけれども、65歳以上の方とか70歳以上の方というふうなことを対象にしながらも、必要最低限のところでもやっているというふうなところがあります。私はまずそういうところでは、紹介しますと65歳以上で心臓呼吸器、腎臓病など慢性疾患のある方、この方は肺炎でもうばたばたの、特に体力の弱い人はいくということで、特に一律65歳以上とか70歳じゃなくて、今お話しした心臓呼吸器とか腎臓病など慢性疾患のある方、この人を対象にしてまずはやっている自治体もあるわけです。ですから、本市においてもね、その方をまず対象にしてワクチンへの補助制度を始めるべきではないかと。これについての見解も伺いたいと思います。

まず第1回目再質問終わりますが、宜しくお願い致します。

- 議長（千田正英） 当局より答弁をお願いします。石川市長。
- 市長（石川光男） 14番藤原議員の再質問にお答えします。

少子化対策の重要課題ということについては、私も知事と同様の考えを持っています。

- 議長（千田正英） 根市民生活部長。
- 市民生活部長（根 一） 14番藤原典男議員にお答えしたいと思います。

中学生の入院までなら可能ではないかという質問であったと思いますが、本市としましても小学6年生まで県の対象とならない全員、小学校6年生までは県の対象とならない部分の全員無料を決定しております。この厳しい財政事情の中での決定でありますので、ここら辺をよくご理解願いたいと思います。

しかしながら、ここで答弁でも言いましたが、今後、中学世帯の医療費等の把握に努めて市の給付費用についてできる限り詳細な費用を積算し、財政当局と協議の上、検討

を重ねてまいりたいとそう思っておりますので、宜しくご理解のほどをお願い致します。
以上です。

○議長（千田正英） 鈴木福祉保健部長。

○福祉保健部長（鈴木 司） 一つ目の質問に、要介護認定の中で要支援なり要介護、この部分の区分はどういうふうになるのかという確認の質問でありましたが、介護にかかわる時間、そうしたものがいわゆる基準となりますので、そういう点では区分を設けてないというふうなことです。

それから、施行日の関係ですけれども、いわゆるその12月1日以降の、次年度以降の対応ということについては、適用要綱の中には規定してないわけですがけれども検討していきたいというふうに思います。

それから、肺炎球菌のいわゆる対象を絞り込んだ、あるいは助成のあり方というものを検討していく余地がないのかということですが、先ほど話しましたように国・県の動向なんかも含めながら、いわゆるその点も検討していきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（千田正英） 鈴木税務課長。

○税務課長（鈴木 整） 14番藤原典男議員の2つ目の要介護認定による税金の障害者控除の申請の一番最後になりますが、22年度以前の分については認定証の交付がされませんので適用できませんという答弁でありました。23年12月施行日以降につきましては、対象になった方につきましては、この後、2年、3年後にさかのぼって適用していただきたいというようなご相談があれば、いつでもご相談に乗りたいと思いますし、確定申告期間中であれば税務課でも対応できます。それ以降であれば税務署での手続きということになりますので、宜しくお願いします。

以上です。

○議長（千田正英） 14番、再々質問ありますか。

○14番（藤原典男） いろいろ答弁いただきましたけれども、前向きに検討していただけるというふうな回答で私はあつたと思いますので、これで質問を終わります。どうもありがとうございます。

○議長（千田正英） これをもって14番藤原典男議員の質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。よって、本日はこれで散会します。

なお、明日3月7日、午前10時より本会議を再開しますので、ご参集を願います。
どうも大変お疲れさまでした。

午後 3時21分 散会

